

主催：株式会社KACHIEL

第3期：資産税完全マスター研究会④

生前対策③
税理士による積極的な生命保険活用

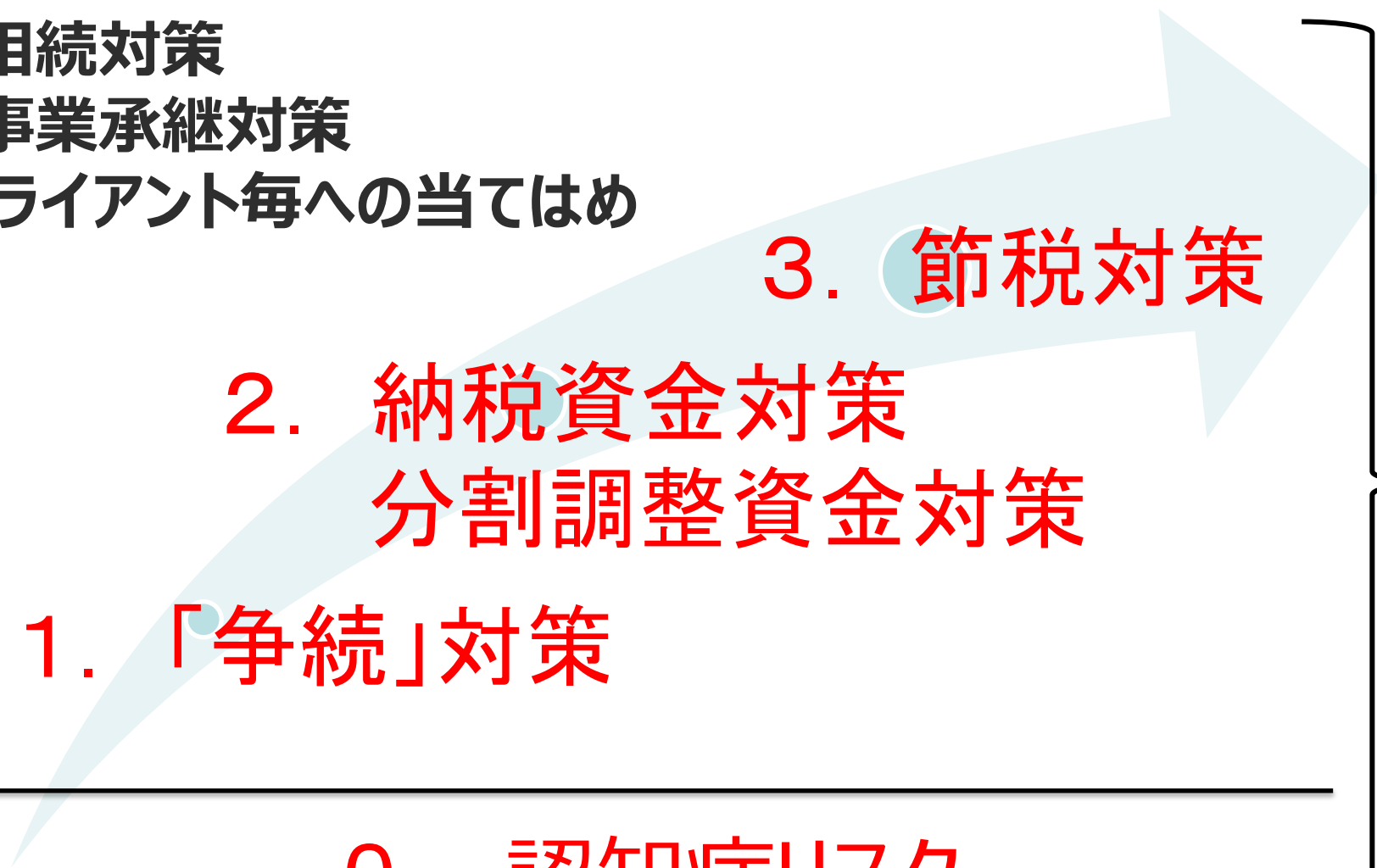
令和3年7月7日（水）



税理士法人レディング 代表
税理士・公認会計士 木下勇人

相続・事業承継対策の全体像 (過去講義資料の再掲)

- ・相続対策
 - ・事業承継対策
- クライアント毎への当てはめ

- 
1. 「争続」対策
 2. 納税資金対策
分割調整資金対策
 3. 節税対策
0. 認知症リスク

感情論

資産移転プランの検討（会社オーナー1）（初回分の再掲）

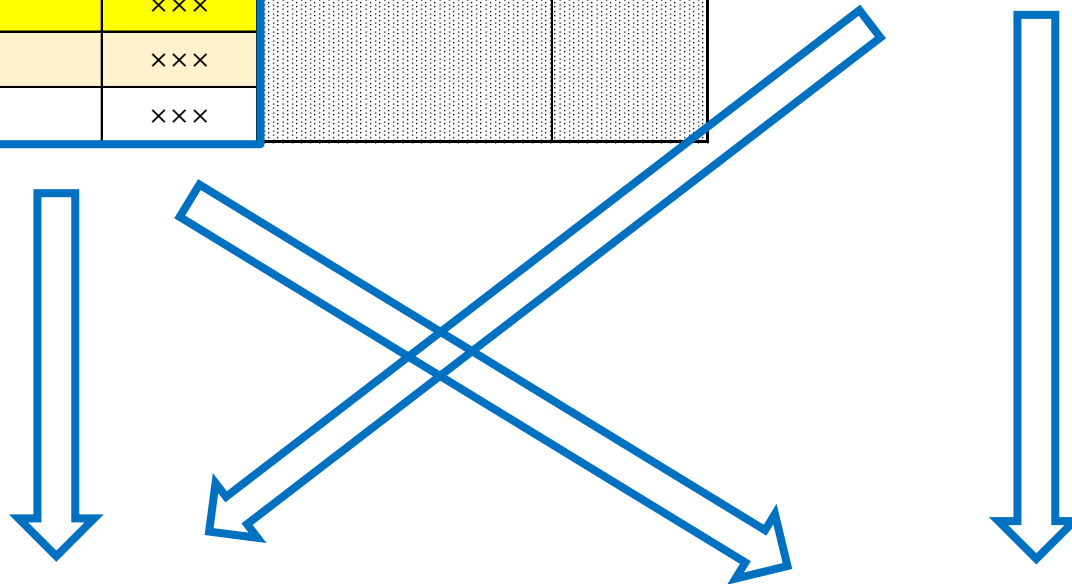
個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
不動産（自宅：同居）	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（60%）	×××		
会社貸付金	×××		
会社建物敷地	×××		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（40%）	×××		

問題点は？



個人（長男）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
上場株式等	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		

個人（長女）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

資産移転プランの検討（会社オーナー3）（初回分の再掲）

個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
不動産（自宅：同居）	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		
会社貸付金	×××		
会社建物敷地	×××		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

問題点は？

個人（長男）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
上場株式等	×××		
自社株（100%）	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		

個人（長女）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

個人財産・法人財産の関連性（初回分の再掲）

個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	借入金（貸付紐付き）	×××
上場株式等	×××	預り保証金	×××
不動産（自宅）	×××	葬式費用	×××
不動産（賃貸）	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（60%）	×××		
会社貸付金	×××		
会社建物敷地	×××		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（40%）	×××		

次世代への資産の承継方法は・・・
贈与？
相続？

法人B/S（相続税評価額）

現預金	×××	金銭債務（買掛金など）	×××
その他金融資産	×××	借入金（金融機関）	×××
商品、製品	×××	借入金（役員）	×××
固定資産	×××		
建物（建附）			
構築物等			
土地			
借地権			
保険積立金	×××		
営業権	×××		
		父 60%	母 40%

本当に債務はこれだけ？

法律行為の無効が及ぼす具体的な影響場面

- (1) 身分行為（結婚・離婚・養子縁組・養子離縁等）
- (2) 遺言（自筆証書・公正証書等）の作成・書換
- (3) 預貯金の入手金手続
- (4) 証券会社の売買指示
- (5) 生命保険契約関係**
（新規契約の締結、既存契約の契約内容変更、保険金請求等）
- (6) 贈与契約（現金、不動産、自社株等）
- (7) 自社株売却（M&A、関連法人等）
- (8) 不動産関連行為（売買、建築、建替、管理等）
- (9) （収益物件の購入・建築に伴う）金銭消費貸借契約
- (10) 議決権行使（株主総会・取締役会等）
- (11) 信託契約（生産緑地は保全不可）、任意後見契約
- (12) 遺産分割協議
- (13) 相続放棄
- etc

相続・事業承継問題を本気で考える

相続：

1. 全ては分け方（遺産分割）の問題となる
2. 分けた先に相続税の納付問題がある
3. 遺言がなければ法定相続分、遺言があっても遺留分の問題が残る

→ 最後は**資金確保の問題**に終着する（**計画的な資金確保が必要**）

→ **関連法人があれば、相続時にどうやって法人から資金を回収するか**

事業承継：

1. 自社株評価を把握することからスタートする（Not簿価純資産）
2. 自社株を後継者へ承継するために遺言が必要（上記相続の観点）
3. 経営者の死亡リスクへの対処（企業防衛のための保障）
4. 緊急予備資金としての法人における資金準備
 - （1）経営状況悪化時における使用（運転資金）
 - （2）相続における使用（納税資金、分割調整資金）
 - （3）退職金準備（役員、従業員）

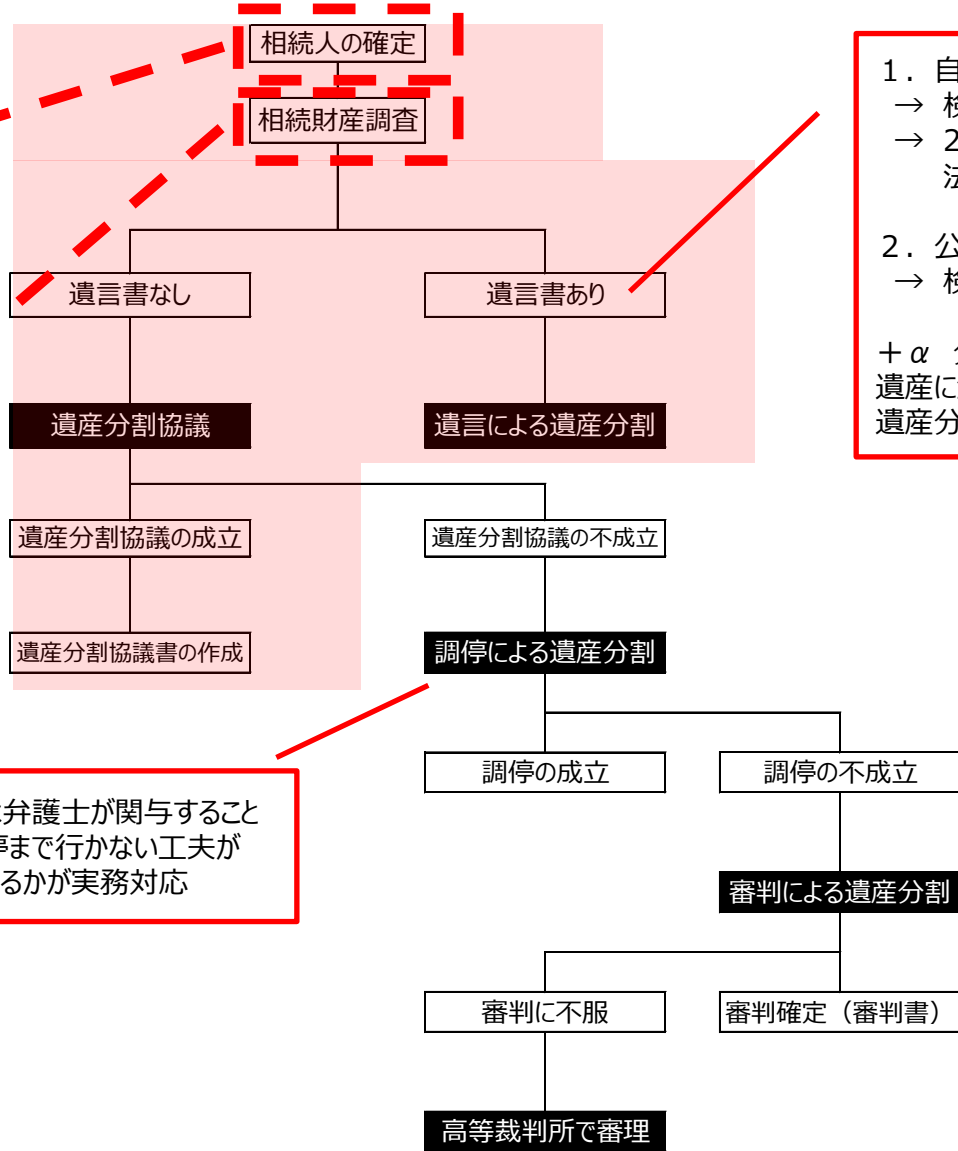
■ 手順（会社オーナーを前提）

1. 親族関係図を書く
2. 遺言の有無を確認
3. 財産状況の確認
 - (1) 法人決算書の入手・確認
 - (2) 不動産情報の入手・確認
 - (3) 金融資産情報の入手・確認

→ **どの場面で生命保険が活用できるか？**

遺産分割の基本的な流れ

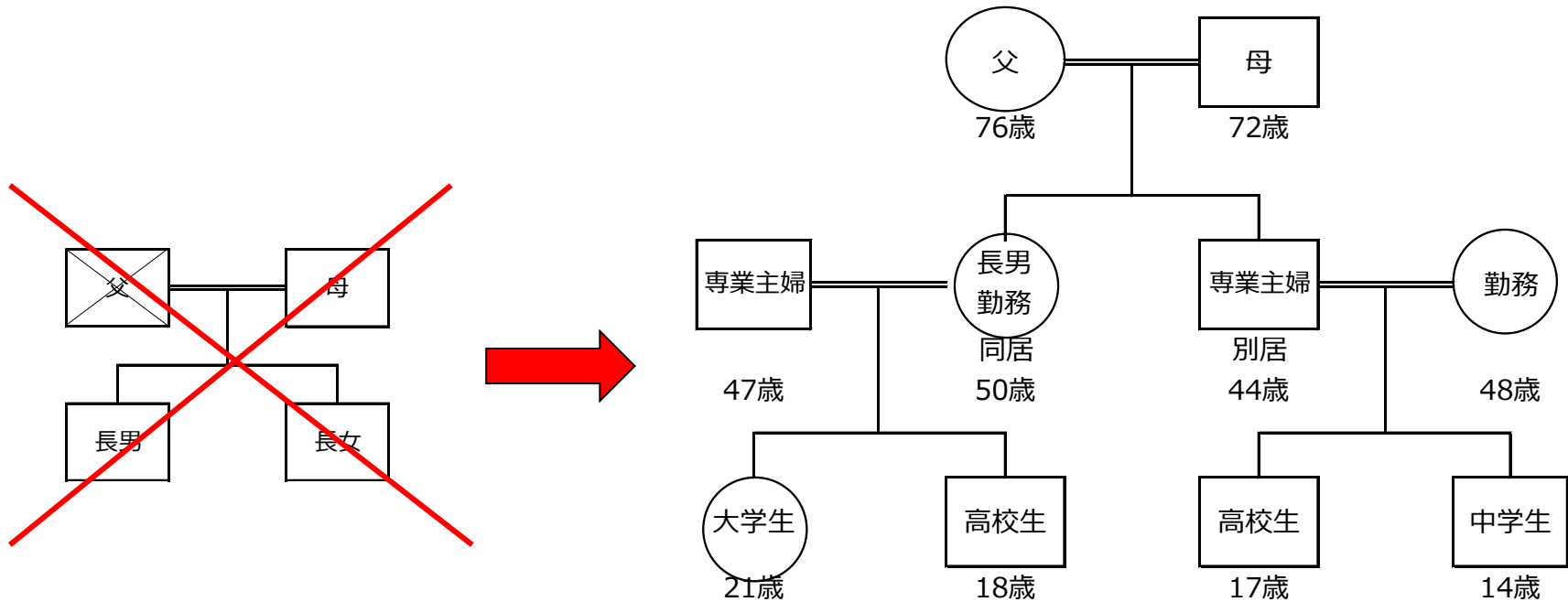
- 1. 相続発生時
→ 相続人だけの情報でも何とかなる
 - 2. 生前対策時
→ 相続人だけでは完全に不足する
- ☐相続実務で最も大切なのは**分割**



- 1. 自筆証書遺言
→ 検認必要
→ 2020年7月10日以降、
法務局保管の場合には不要
 - 2. 公正証書遺言
→ 検認不要
- + α 分割方法を指定した遺言でも遺産に漏れがあると、漏れた部分は遺産分割協議となる

ここからは弁護士が関与することが多く、調停まで行かない工夫がどれだけできるかが実務対応

親族関係図作成の必要性



☑ ポイント

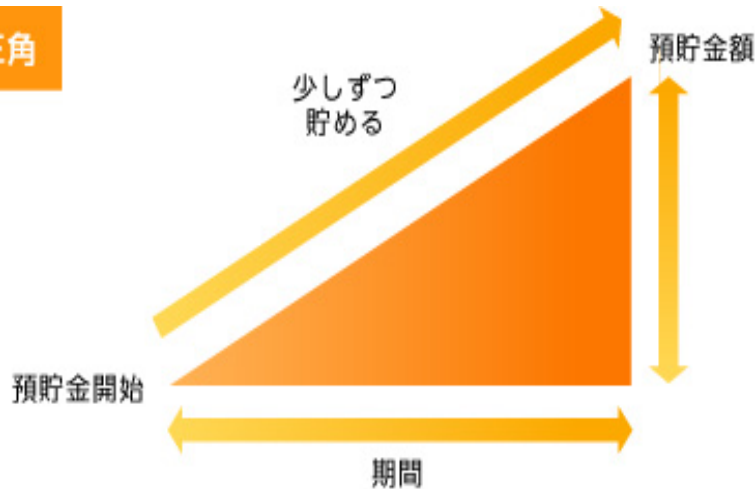
1. 子供の数
2. 資産の偏りの方向性予想
3. 誰に資金を寄せる必要があるか

生命保険本来の役割確認 (個人編・法人編)

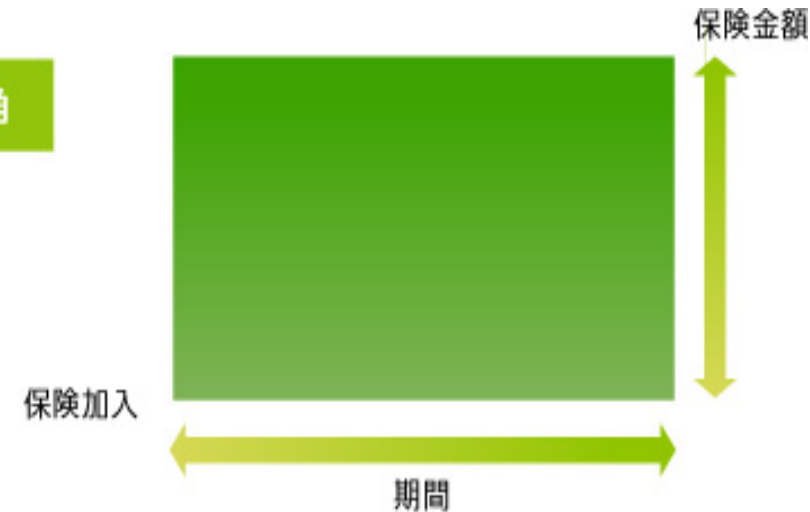
☑ 格言

貯蓄（貯金）は三角、保険は四角

預貯金は三角



保険は四角



出典：一般社団法人生命保険協会HP

➡ レバレッジが効く！

相互扶助

Point : **レバレッジ**
一人は万人のために
万人は一人のために

死亡や病気、ケガへの備え

Point :
① **保障を買う！**
② **体況が影響を与える金融商品**

将来のための資金の備え

Point : **明確な資金用途**

1. 残された遺族の生活保障
2. 葬儀代金
3. 相続税の納税資金
4. 分割調整資金
(遺留分侵害対策含む)

相互扶助

Point : **レバレッジ**
一人は万人のために
万人は一人のために

死亡や病気、ケガへの備え

Point :
① **保障を買う！**
社長の不足の事態に備える
② **体況が影響を与える金融商品**

将来のための資金の備え

Point : **明確な資金用途**

1. 借入金返済資金
2. 運転資金
3. 自社株対策資金
4. 相続対策資金
5. 退職金準備

個人財産・法人財産の関連性

個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	借入金（貸付紐付き）	×××
上場株式等	×××	預り保証金	×××
不動産（自宅）	×××	葬式費用	×××
不動産（賃貸）	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（60%）	×××		
会社貸付金	×××		
会社建物敷地	×××		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（40%）	×××		

次世代への資産の承継方法は・・・
贈与？
相続？

法人B/S（相続税評価額）

現預金	×××	金銭債務（買掛金など）	×××
その他金融資産	×××	借入金（金融機関）	×××
商品、製品	×××	借入金（役員）	×××
固定資産	×××		
建物（建附）			
構築物等			
土地			
借地権			
保険積立金	×××		
営業権	×××		

父 60% 母 40%

本当に債務はこれだけ？

B/S 3類型

時価ベース	相評ベース	簿価ベース	法人B/S		簿価ベース	相評ベース	時価ベース
×××	×××	×××	現預金	金銭債務（買掛金など）	×××	×××	×××
×××	×××	×××	金銭債権	未払法人税等	×××	×××	×××
×××	×××	×××	商品、製品	その他流動負債	×××	×××	×××
×××	×××	×××	その他流動資産	借入金（金融機関）	×××	×××	×××
×××	×××	×××	建物（建附）	借入金（役員）	×××	×××	×××
×××	×××	×××	構築物等	退職金（従業員）			×××
×××	×××	×××	土地	退職金（役員）			×××
×××	×××		借地権	未払残業代			×××
×××	×××	×××	投資有価証券	その他偶発債務			×××
×××	×××	×××	関係会社株式				
×××	×××	×××	保険積立金				
×××	×××		営業権				
×××	×××	×××			×××	×××	×××

- ☑ 生命保険協会は、**平時の死亡、認知判断能力の低下、または災害時（*1）の死亡もしくは行方不明**によって生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金等の請求を行うことが困難な場合等（本制度では、この状態に該当している方を「照会対象者」と呼称します。）において、生命保険契約の有無のご照会を受け付けます。
- ☑ 照会者から提供いただいた情報を生命保険協会加盟会社全社（*2）に連絡し、照会者から指定された照会対象者が保険契約者または被保険者となっている生命保険契約の有無について調査依頼を行います。
- ☑ 加盟会社による調査結果（生命保険契約の有無）は、生命保険協会にて取りまとめのうえ、照会者あてに回答いたします。
- ☑ **調査結果は生命保険契約の有無のみであり、生命保険契約の種類や保険金等の請求の代行は行いません**ので、ご注意ください。

(*1)災害時とは、災害救助法が適用された地域において被災し、家屋等の流失または焼失等により生命保険契約に関する請求が困難な場合とします

(*2)生命保険協会には我が国で営業する生命保険会社全社が加盟しています

生命保険活用法 (個人編)

遺言と生命保険の親和性

	遺言	生命保険
受取人指定	○ (※)	○
承継可能財産	全ての資産	現金 (保険金請求権)
特別受益の持ち戻し (民法903) ----- 遺留分算定基礎への持ち戻し (民法1044)	有	無 (原則)
相続放棄での受領	不可	可

※特定遺贈に限る

■ポイント

→ すべては「**受取人固有の財産**」(最判昭和40年2月2日)に起因する!

1. 特に下2つは特筆に値する機能といえます。
2. 事業承継の現場において、相続放棄 (場合によっては限定承認) の適用場面も今後は検討可能性がある。

(再掲) 生命保険の本来的意義 (個人保険編)

相互扶助

Point : **レバレッジ**
一人は万人のために
万人は一人のために

死亡や病気、ケガへの備え

Point :
① **保障を買う!**
② **体況が影響を与える金融商品**

将来のための資金の備え

Point : **明確な資金用途**

1. 残された遺族の生活保障
2. 葬儀代金
3. 相続税の納税資金
4. 分割調整資金
(遺留分侵害対策含む)

①生命保険金の法的性格と遺産分割の可否

Q.生命保険金は受取人固有の財産とよくききますが、その根拠・留意点を教えてください。

A.生命保険金は相続財産ではなく受取人固有の財産となります（最判昭和40年2月2日）。そのため、遺産分割の対象から除外されますが、保険金受取人が指定されていない場合には、保険約款等の規定を確認する必要があります。

ただし、一定の場合には、特別受益の対象となる可能性があり、その場合には遺産分割において考慮される余地が残ります（最決平成16年10月29日）。

生命保険金は特別受益？

■ 特別受益の対象財産（民法903①）

1. 遺贈
2. 婚姻のための贈与
3. 養子縁組のための贈与
4. 生計の資本としての贈与

→ 「遺産」の前渡し分であるため、遺産分割や遺留分算定においては、**持ち戻す**
→ **生命保険金も特別受益財産に準じた扱いかどうか？**

特別受益・遺留分算定基礎財産への戻し（条文）

（特別受益者の相続分）

第九百三条 **共同相続人中**に、被相続人から、**遺贈**を受け、又は**婚姻**若しくは**養子縁組**のため若しくは**生計の資本**として**贈与**を受けた者があるときは、**被相続人が相続開始の時に有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし**、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

3 **被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。**

4 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

第千四十四条 **贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とする。**

2 第九百四条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。

3 **相続人に対する贈与**についての第一項の規定の適用については、**同項中「一年」とあるのは「十年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）」**とする。

生命保険金は特別受益？

■ 最高裁 平成16年10月29日判決

裁判要旨

被相続人を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人とする養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないが、①**保険金の額**、②**この額の遺産の総額に対する比率**、③**保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係**、④**各相続人の生活実態等の諸般の事情**を総合考慮して、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき**特段の事情**が存する場合には、同条の類推適用により、**特別受益に準じて持戻しの対象**となる。

■ 上記取扱い

原則 : 生命保険金は特別受益とはならない

特段の事情があれば : 生命保険金は特別受益に準じて持ち戻す

生命保険金は特別受益？

■「特段の事情」とは？

- ① **保険金の額**
- ② **保険金の遺産に総額に対する比率**
- ③ **保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係
（同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなど）**
- ④ **各相続人の生活実態等の諸般の事情を考慮**

→ **総合的に判断（全体判断）**

+ a

→ **「保険料」と「保険金」間の実質的な等価性（直接判断）**

生命保険金は特別受益？

■ 全体判断

- ① 保険金の額
- ② 保険金の遺産に総額に対する比率
$$\text{生命保険金} / \text{相続財産総額} \times 100 = 50 \sim 60\%$$
- ③ 保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係
(同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなど)
- ④ 各相続人の生活実態等の諸般の事情を考慮

■ 直接判断

「保険料」と「保険金」との間の実質的「等価性」があるかないかの判断

→ 一時払い保険料 = 死亡保険金

→ 月(年)支払い保険料 ≠ 死亡保険金

生命保険金は特別受益？

■ 最高裁 平成16年10月29日判例以降の判例

1. 東京高等裁判所 平成17年10月27日判決
→ **持ち戻しの対象とする**
2. 名古屋高等裁判所 平成18年3月27日判決
→ **持ち戻しの対象とする**
3. 東京地方裁判所 平成25年10月28日判決
→ **持ち戻しの対象としない**

②生命保険金の非課税枠の利点と盲点

Q.被相続人が被保険者及び契約者（保険料負担者）であり、保険金受取人として特定の相続人（例えば、妻）が指定されている場合、妻が受け取る生命保険金には相続税法上の非課税枠がありますが、この考え方と具体的な活用方法を教えてください。

A.生命保険金は受取人固有の財産（Q 1 参照）であり、原則として特別受益の持戻しの対象とならず、遺産分割で考慮されることはありません。ただし、相続税法上、みなし相続財産として課税されますが、一定額までは非課税として処理されます。

この契約形態は相続実務ではよく用いられており、相続発生後に資金が必要となる相続人等へ資金を確実に運べる手法になります。生前対策において、資金が必要となる場面を具体的に描けるかがポイントになります。また、受取人が非課税となるのは、条文上「相続人」に限定されているため、節税の観点からは誰を受取人にするかを検証する必要があります。

みなし相続財産（相法3①一）

相続税法 第3条

1一 被相続人の死亡により**相続人その他**の者が**生命保険契約の保険金又は損害保険契約の保険金を取得**した場合には、当該保険金受取人について、当該保険金のうち**被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料**で、被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分

契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人
被相続人	被相続人	相続人 その他

→ 被相続人の相続時に被相続人の「みなし相続財産」

みなし相続財産（相法3①一）

保険料負担者	契約者	被保険者	受取人
被相続人	被相続人	被相続人	相続人 その他

↓ 贈与税の課税関係なし

保険料負担者	契約者（変更後）	被保険者	受取人
被相続人	相続人その他	被相続人	相続人 その他

→ 被相続人の相続時に被相続人の「みなし相続財産」

保険料負担者	契約者	被保険者	受取人
被相続人	相続人その他	被相続人	相続人 その他

→ 被相続人の相続時に被相続人の「みなし相続財産」

個人間の名義変更（国税庁 質疑応答事例より）

【照会要旨】

生命保険契約について、契約者変更があった場合には、生命保険契約に関する権利の贈与があったものとして、その権利の価額に相当する金額について新しく契約者となった者に対し、贈与税の課税が行われることになりますか。

【回答要旨】

相続税法は、保険事故が発生した場合において、保険金受取人が保険料を負担していないときは、保険料の負担者から保険金等を相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなす旨規定しており、保険料を負担していない保険契約者の地位は相続税等の課税上は特に財産的に意義のあるものとは考えておらず、契約者が保険料を負担している場合であっても契約者が死亡しない限り課税関係は生じないものとしています。

したがって、契約者の変更があってもその変更に対して贈与税が課せられることはありません。ただし、その契約者たる地位に基づいて保険契約を解約し、解約返戻金を取得した場合には、保険契約者はその解約返戻金相当額を保険料負担者から贈与により取得したものとみなされて贈与税が課税されます。

【関係法令通達】

相続税法第5条第2項

相続税法基本通達3-36

生命保険金の非課税枠（相法 1 2 ①五）

（相続税の非課税財産）

第十二条 次に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

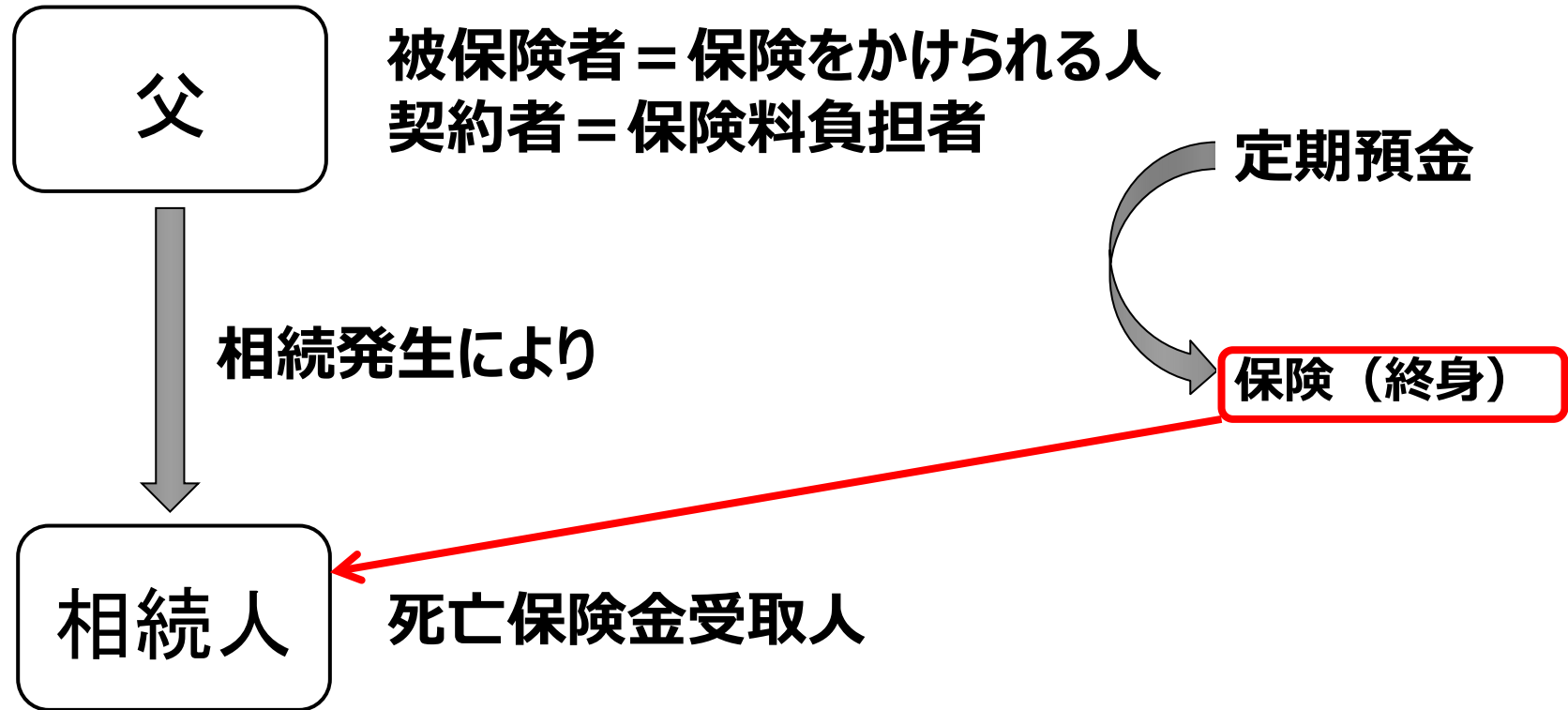
一～四 省略

五 **相続人**の取得した**第三条第一項第一号に掲げる保険金**（前号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）については、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める金額に相当する部分

イ 第三条第一項第一号の被相続人のすべての相続人が取得した同号に掲げる保険金の合計額が五百万円に当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額（ロにおいて「保険金の非課税限度額」という。）以下である場合 当該相続人の取得した保険金の金額

ロ イに規定する合計額が当該保険金の非課税限度額を超える場合 当該保険金の非課税限度額に当該合計額のうち当該相続人の取得した保険金の合計額の占める割合を乗じて算出した金額

終身保険を使って、非課税500万円/人を活用する！



定期預金を保険契約 (終身) へ形を変えるイメージ！

ケーススタディ（借金過多で債務超過）

相続人全員が放棄し、配偶者が受け取る生命保険金が基礎控除以上である場合

- 若くして相続が発生した場合
 - ・多額の保障（S）があった
 - ・債務超過（生命保険金除く）
 - ・自宅がない（自宅があっても手放してもよい）

- 相続税の基礎控除を超えても、
配偶者の税額軽減特例を適用することで納税なしの可能性大

ケーススタディ（借金過多で債務超過）

相続人全員が放棄し、配偶者が受け取る生命保険金が基礎控除以上である場合

財産	評価額	妻	長男	次男
預貯金	2,000,000			
借入金	▲5,000,000			
小計	▲3,000,000			
相続放棄 →	0	0	0	0
死亡保険金	60,000,000	60,000,000		
非課税枠				
	60,000,000	60,000,000	0	0
基礎控除	▲48,000,000			
	12,000,000	6,000,000	3,000,000	3,000,000
相続税総額	1,200,000	600,000	300,000	300,000
各人の相続税額		1,200,000	0	0
配偶者の税額軽減		▲1,200,000	0	0
各人の相続税額		0	0	0

相続人でない 相続人でない 相続人でない
相続税の納税義務者

∴遺贈により財産を取得

1. 基礎控除 (相法15②)
2. **生命保険金の非課税枠 (相法12①五)**
3. 死亡退職金の非課税枠 (相法12①六)
4. 債務控除 (相法13)
5. 相次相続控除 (相法20)
6. 配偶者の税額軽減特例 (相法19の2)
7. 未成年者控除 (相法19の3)
8. 障害者控除 (相法19の4)
9. 代襲相続人の孫に対する2割加算 (相法18)

③遺産分割と生命保険契約に関する権利

Q.生命保険契約に関する権利は保険事故発生前の契約であるため、解約返戻金相当額で評価することは理解できるのですが、遺産分割の対象となるか否か、混乱することがあります。この点につき、詳細に教えてください。また、生命保険契約に関する権利を使った生命保険提案があれば教えてください。

A.生命保険契約に関する権利の評価方法は、相続開始時点における解約返戻金相当額となります（評基通214）。ただし、加減算項目がありますので、注意を要します。相続税法上、評価の対象となるのは、被相続人が保険料負担をしているものに限られます。次に遺産分割の対象となるか否かについては、契約形態によって異なります。また、生命保険契約に関する権利を使った生命保険提案としては、二次相続における生命保険金の非課税財産の活用が考えられます。

みなし相続財産（相法3①三）

相続税法 第3条

1

一二 省略

三 **相続開始の時**において、**まだ保険事故が発生していない生命保険契約**（解約返戻金等の支払いがない生命保険契約を除く）で**被相続人が保険料の全部又は一部を負担し、かつ、被相続人以外の者が当該生命保険契約の契約者であるもの**がある場合においては、当該生命保険契約の契約者について、当該契約に関する権利のうち**被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で、当該相続開始の時までに払い込まれたもの**の全額に対する割合に相当する部分

- 生命保険契約において保険料を支払う義務を負う者を保険契約者という（保険法2③）
- **遺産分割協議の対象外（遺産分割することなしに契約者が承継する）**
- 特別受益に該当するか、検証の必要あり

財産評価基本通達

214 相続開始の時において、まだ保険事故（共済事故を含む。この項において同じ。）が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、**相続開始の時において当該契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金の額**（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には当該金額を減算した金額）によって評価する。

③遺産分割と生命保険契約に関する権利

保険料負担者	契約者	被保険者	受取人
被相続人	長男	長男	長男の相続人

→ 年払、10年のうち10年支払う

→ 被相続人の相続時に被相続人の「みなし相続財産」

保険料負担者	契約者	被保険者	受取人
被相続人	長男	長男	長男の相続人

→ 年払、10年のうち6年支払う

保険料負担者	契約者	被保険者	受取人
被相続人 途中から長男	長男	長男	長男の相続人

→ 残り4年を支払う

→ 被相続人の相続時に被相続人の「みなし相続財産」(ただし、支払対応分)

③遺産分割と生命保険契約に関する権利

保険料負担者	契約者	被保険者	受取人
被相続人	被相続人	相続人 その他	被相続人

- 被相続人の相続時に被相続人の「**本来財産**」
- 遺産分割協議の対象
- ただし、特別受益に該当するか検証に必要あり

財産評価基本通達

214 相続開始の時に、まだ保険事故（共済事故を含む。この項において同じ。）が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、**相続開始の時に、当該契約を解約するとして場合に支払われることとなる解約返戻金の額**（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には当該金額を減算した金額）によって評価する。

③遺産分割と生命保険契約に関する権利

保険契約者等の異動に関する調書（相法59②）

第八号書式

保険契約者等の異動に関する調書					
○	新保険契約者等	住所 (居所) 又は 所在地		氏名 又は 名称	
	死亡した保険契約者等				
	被保険者等				
解約返戻金相当額		既払込保険料等の総額		死亡した保険契約者等の 払込保険料等	
円		円		円	
○	評価日	1 保険契約者等の死亡日 2 契約者変更の効力発生日	保険契約者等の死亡日	年 月 日	(摘要) (年 月 日提出)
	保険等の種類		契約者変更の効力発生日	年 月 日	
○	保険会社等	所在地			
		名称		法人番号	

条文確認（民法）

（特別受益者の相続分）

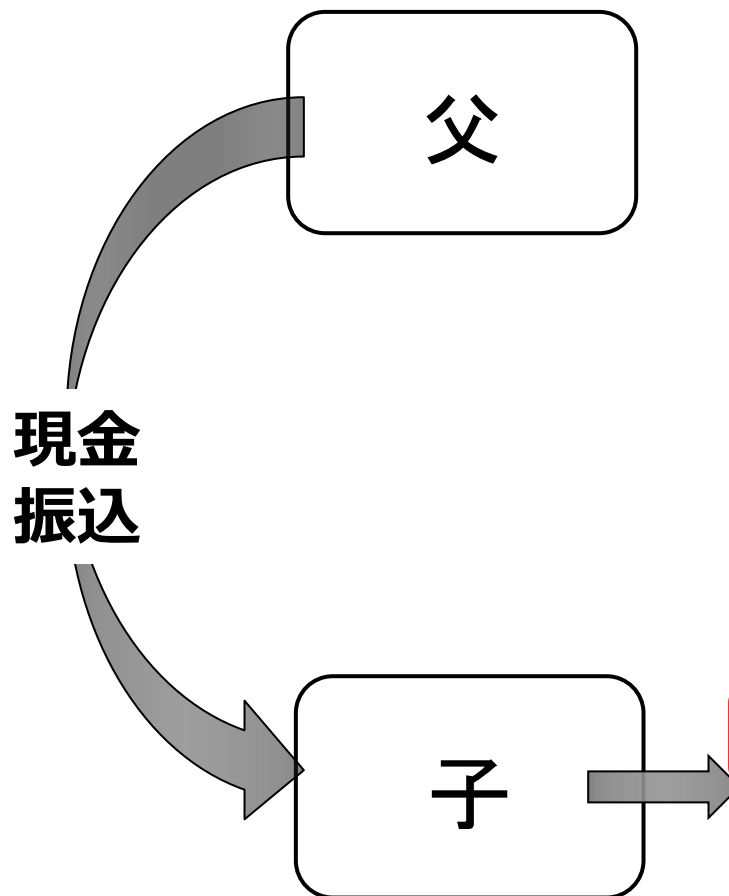
第九百三条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

3 被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。

4 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

最も効果を発揮するのは、生命保険を使った仕組み



1. 父から子へ現金を渡す
2. 「子」自らの意思で保険契約を結ぶ
 - 1) 契約者は子
 - 2-1) 子の体に保険をかける
→ 子は親から贈与を受けた現金で
自らの家族のために保障を買う！
 - 2-2) 親の体に保険をかける
→ 子は親から贈与を受けた現金で
親の体に保険をかけ親からプレゼントをもらう！

自分のお金を自分で使っただけ！！

異なる場所へお金を貯める！

このお金は相続税の納税資金となる！

国税庁 事務連絡（昭和58年9月）

1. 被相続人の死亡又は生命保険契約の満期により保険金等を取得した場合若しくは保険事故は発生していないが保険料の負担者が死亡した場合において、当該生命保険又は当該生命保険に関する権利の課税に当たっては、それぞれの保険料の負担者からそれらを相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなして、相続税又は贈与税を課税することとしている（相法3①一、三五）。
(注)生命保険金を受け取った者が保険料を負担している場合には、所得税（一時所得又は雑所得）が課税される。
2. 生命保険契約の締結に当たっては、生計を維持している父親等が契約者となり被保険者は父親等、受取人は子供等として、その保険料の支払いは父親等が負担しているというのが通例である。
このような場合には、保険料の支払いについて、父親等と子供達との間に贈与関係は生じないとして、相続税法の規定に基づき、保険事故発生時を課税時期としてとらえ、保険金を受け取った子供等に対して相続税又は贈与税を課税することとしている。
3. ところが、最近、保険料支払い能力のない子供等を契約者及び受取人として生命保険契約を父親等が締結し、その支払保険料については、父親等が子供等に現金を贈与し、その現金を保険料の支払いに充てるという事例が見受けられるようになった。
4. この場合の支払保険料の負担者の判定については、過去の保険料の支払資金は父親等から贈与を受けた現金を充てていた旨、子供等（納税者）から主張があった場合は、事実関係を検討の上、例えば、①**毎年**の贈与契約書、②過去の贈与税の申告書、③**所得税の確定申告等における生命保険料控除の状況**、④**その他贈与の事実が認定できるもの**などから贈与事実の心証が得られたものは、これを認めることとする。

保険料贈与プランの留意点

- (1) 贈与契約書を毎年作成する（**可能であれば確定日付**）
 - (2) 受贈者が毎年、**贈与税申告**をする（基礎控除以上）
 - (3) 贈与者が生命保険料控除を行使して確定申告（所得税）をしていないこと
 - (4) 贈与は受贈者の**生活口座**に行い、受贈者自ら管理する
 - (5) 保険料は受贈者の**生活口座**から引落としをする（+ α ）
- **名義預金の論点と同じ**
- **ただし、贈与途中年において、贈与者が認知症発症した場合は？**

保険料贈与プラン（裁決事例）

■ 納税者勝訴

毎年保険料相当額の贈与を受け、その保険料の支払に充てていた場合における受取保険金は相続により取得したものとはみなされないとした事例（昭和59年2月27日裁決）

■ 裁決の要旨

未成年者である請求人が受け取った保険金については、[1] その保険契約を被相続人が親権者として代行し、保険料の支払に当たっては、その都度被相続人が自己の預金を引き出して、これを請求人名義の預金口座に入金させ、その預金から保険料を払い込んだものであること、[2] 保険料は、被相続人の所得税の確定申告において生命保険料控除をしていないこと、[3] 請求人は、贈与のあった年分において贈与税の申告書を提出し納税していることから、請求人は贈与により取得した預金をもって保険料の払込みをしたものと認められるので当該保険金を相続財産とした更正は取消しを免れない。

生命保険の実務留意点（相続実務：遺言）

■ 遺言による保険金受取人変更の可否

Q.遺言により生命保険金の受取人変更は認められるか否か？

A.認められる（保険法43②、44）。

（保険金受取人の変更）

第四十三条 保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる。

2 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によってする。

3 前項の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を発した時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げない。

（遺言による保険金受取人の変更）

第四十四条 保険金受取人の変更は、遺言によっても、することができる。

2 遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもって保険者に対抗することができない。

+α

・昭和62年10月29日 最高裁第一小法廷判決

・昭和63年12月21日 大阪高裁判決

生命保険の実務留意点（所得税 & 相続税）

■リビングニース特約に基づく生前給付金（国税庁 質疑応答事例より）

【照会要旨】

リビング・ニース特約に基づく保険金(生前給付金)は、非課税所得として取り扱って差し支えありませんか。

《リビング・ニース特約の概要》

- ① 被保険者の余命が6か月以内と診断された場合に、主契約の死亡保険金の一部又は全部(上限3,000万円)を生前給付金として支払う。
- ② 生前給付金を支払ったときは、これと同額の死亡保険金が減額されたものとされる(死亡保険金の全部を生前給付金として支払った場合には、主契約は消滅する。)
- ③ 生前給付金の受取人は被保険者とし、配偶者等について指定代理請求を認める。
- ④ 特約の保険料は不要である(主契約の保険料に吸収されている。)

【回答要旨】

非課税所得として取り扱って差し支えありません。

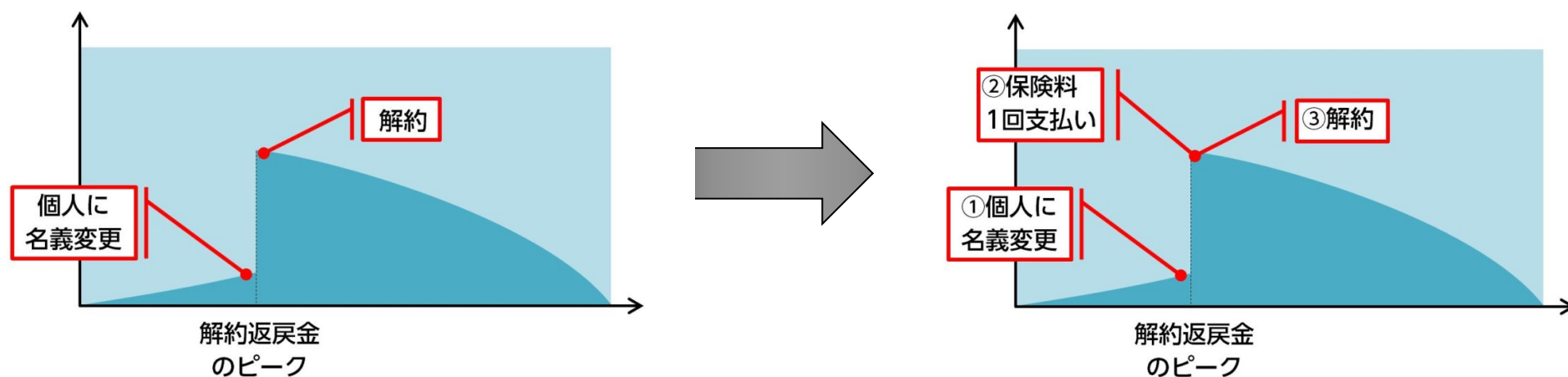
リビング・ニース特約による生前給付金は、死亡保険金の前払的な性格を有していますが、被保険者の余命が6か月以内と判断されたことを支払事由としており、死亡を支払事由とするものではないことからすれば、重度の疾病に基因して支払われる保険金に該当するものと認められます。

疾病により重度障害の状態になったことなどに基因して支払われる保険金は、所得税法施行令第30条第1号に掲げる「身体の傷害に基因して支払われる」保険金に該当するものと取り扱っており(所得税基本通達9-21)、その保険金は非課税所得となります。

(注) 生前給付金の支払を受けた後にその受取人である被保険者が死亡した場合で、その受けた給付金に未使用のものがあるときのその未使用部分については、本来の相続財産として相続税の課税対象となります(この場合、相続税法第12条第1項第5号《相続税の非課税財産》)の規定の適用はないことに注意してください。)

- 実務上、どれだけ生前給付金をもらうかをシミュレーションする必要あり（相続税）
- 3大成人病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）にかかった場合の特定疾病保険金（生前給付金）も同様の取扱いとなる。

低解約返戻金型逡増定期保険の個人買取りスキーム



1. 個人は法人から**解約返戻金※1**で保険を名義変更する
→ 法人側は雑損失を計上する
2. 個人で保険料を1回支払う
3. 個人がその後解約する
→ **個人側は自らの支払った保険料（1回分）を必要経費※2**として一時所得課税となる

※1 所得税基本通達36-37

※2 所得税法施行令183（平成23年度税制改正）

低解約返戻金型逓増定期保険の個人買取りスキーム

■ 週刊税務通信 平成28年3月28日 No.3402より

外資系の生命保険会社を中心となって販売する『低解約返戻金型逓増定期保険』の税務上の取扱いが問題となっているようだ。この保険商品最大の特徴は、大幅に変動する「解約返戻金」の返戻率。契約から一定期間中は払込保険料の20%程度に抑えられている一方で、一定期間経過後は払込保険料の90%以上まで跳ね上がる。問題となるのは、「解約返戻金」が低額に設定されているケース。**所得税法基本通達***では、名義変更された場合の保険契約の権利の評価は「解約返戻金の額」とされている。しかし、この保険商品の性質を踏まえると、名義変更時の解約返戻金の額が、個人の受ける経済的利益の額として評価することが“不合理”とされる可能性がある。

(*所基通36-37)

■ これまでの改正経緯

平成23年度税制改正前：

法人で支払った保険料についても、個人買取り後の解約時の一時所得につき、必要経費算入が不透明。結果無税になる案件もあったが、現在では否認事例に関する裁判判決が多数あり。

平成23年税制改正後：

平成23年6月30日以後に支払を受けるべき一時金等につき、法人で支払った保険料を個人の必要経費に算入することは完全に塞がれた。

+ a 低解約返戻金型逓増定期保険の個人買取りスキーム

■ ホワイトデーショックによる反動

所得税基本通達36-37改正 により事実上、本スキームの終焉へ

■ 本スキームのメリット

1. 法人から個人への効率的な資金還流
2. 名義変更時における多額の実現損（雑損失）の計上

■ 本スキームのデメリット

1. 名義変更理由の合理性がなければ税務リスクあり
2. 法務リスクについての盲目的なリスクあり

通達検証：所得税基本通達36-37

(保険契約等に関する権利の評価)

36-37 使用者が役員又は使用人に対して支給する生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済契約に関する権利については、**その支給時において当該契約を解除したとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額**(解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額)により評価する。

- 解約返戻金ありのタイプについては、個人側の資金があれば買い取り可能
- 解約返戻金なしのタイプについては、個人側の資金負担なし

ただし・・・

- 令和3年6月25日改正通達発遣
- 令和3年7月1日以後に行う保険契約等に関する権利の支給について適用

通達改正：所得税基本通達36-37

別紙

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である

改 正 後	改 正 前
<p>(保険契約等に関する権利の評価)</p> <p>36-37 使用者が役員又は使用人に対して<u>生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済契約</u>（以下「<u>保険契約等</u>」という。）に関する権利を支給した場合には、その支給時において当該保険契約等を解除したとした場合に支払われることとなる<u>解約返戻金の額</u>（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額。以下「<u>支給時解約返戻金の額</u>」という。）により評価する。</p> <p><u>ただし、次の保険契約等に関する権利を支給した場合には、それぞれ次のとおり評価する。</u></p> <p>(1) <u>支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70%に相当する金額未満である保険契約等に関する権利</u>（法人税基本通達9-3-5の2の取扱いの適用を受けるものに限る。）を支給した場合には、当該支給時資産計上額により評価する。</p> <p>(2) <u>復旧することのできる払済保険その他これに類する保険契約等に関する権利</u>（元の契約が法人税基本通達9-3-5の2の取扱いの適用を受けるものに限る。）を支給した場合には、<u>支給時資産計上額に法人税基本通達9-3-7の2の取扱いにより使用者が損金に算入した金額を加算した金額により評価する。</u></p> <p><u>(注)「支給時資産計上額」とは、使用者が支払った保険料の額のうち当該保険契約等に関する権利の支給時の直前において前払部分の保険料として法人税基本通達の取扱いにより資産に計上すべき金額をいい、預け金等で処理した前納保険料の金額、未収の剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額を加算した金額をいう。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(経過的取扱い)</u></p> <p>この法令解釈通達による改正後の所得税基本通達は、令和3年7月1日以後に行う保険契約等に関する権利の支給について適用し、同日前に行った保険契約等に関する権利の支給については、なお従前の例による。</p>	<p>(保険契約等に関する権利の評価)</p> <p>36-37 使用者が役員又は使用人に対して支給する<u>生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済契約に関する権利</u>については、その支給時において当該契約を解除したとした場合に支払われることとなる<u>解約返戻金の額</u>（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額）により評価する。</p>

検証：無解約返戻金型定期保険

Q.無解約返戻金型定期保険とは？

A.解約返戻金が無いタイプの定期保険です。そのため、保険料が割安

Q.何歳までは入れますか？

A.商品提供している保険会社は各社ありますが、最長90歳までの保険期間です。

Q.保険金額はいくらまで設定できますか？

A.保険会社によりますが、7億円を上限とする会社もあれば、9億円を上限とする会社もあります。

Q.何歳までに契約する必要がありますか？

A.保険会社によりますが、80歳とする会社もあれば、85歳とする会社もあります。

Q.ガンと診断された時などでも保険料の支払うはしなければなりませんか？

A.特定疾病保険料払込免除特則を不可すれば、ガン・急性心筋梗塞・脳卒中に対する可能です。

Q.どんな使い方をすればよいでしょうか？

A.解約返戻金が無いという特徴を活かして各種提案があります。

法人税基本通達抜本改正の解説

従来に関連する個別通達

- ① 法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて
(平成20年2月28日付課法2-3)
- ② 法人契約の新成人病保険の保険料の取扱いについて
(昭和54年6月8日付直審4-18)
- ③ 法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて
(平成元年12月16日付直審4-52、直審3-77)
- ④ 法人契約の「がん保険（終身保障タイプ）・医療保険（終身保障タイプ）」の保険料の取扱いについて
(平成13年8月10日付課審4-100)
- ⑤ 法人が支払う「がん保険」（終身保障タイプ）の保険料の取扱いについて
(平成24年4月27日付課法2-5、課審5-6)

(1)長期平準定期保険：

その保険期間満了の時における被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時における被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が105を超えるものをいい、(2)に該当するものを除く。

(2)逡増定期保険：

保険期間の経過により保険金額が5倍までの範囲で増加する定期保険のうち、その保険期間満了の時における被保険者の年齢が45歳を超えるものをいう。

(注) 「保険に加入した時における被保険者の年齢」：
保険契約証書に記載されている契約年齢

(注) 「保険期間満了の時における被保険者の年齢」：
契約年齢に保険期間の年数を加えた数に相当する年齢

法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて

(1) 次表に定める区分に応じ、それぞれ次表に定める前払期間を経過するまでの期間にあっては、各年の支払保険料の額のうち次表に定める資産計上額を前払金等として資産に計上し、残額については、一般の定期保険（法人税基本通達9-3-5の適用対象となる定期保険をいう。以下同じ。）の保険料の取扱いの例により損金の額に算入する。

〔前払期間、資産計上額等の表〕

	区分	前払期間	資産計上額
(1) 長定期平準保険	保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が105を超えるもの	保険期間の開始の時から当該保険期間の60%に相当する期間	支払保険料の2分の1に相当する金額
(2) 逓増定期保険	保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が45歳を超えるもの（又はに該当するものを除く。）	保険期間の開始の時から当該保険期間の60%に相当する期間	支払保険料の2分の1に相当する金額
	保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が95を超えるもの（に該当するものを除く。）	同上	支払保険料の3分の2に相当する金額
	保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が80歳を超え、かつ、当該保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が120を超えるもの	同上	支払保険料の4分の3に相当する金額

法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて

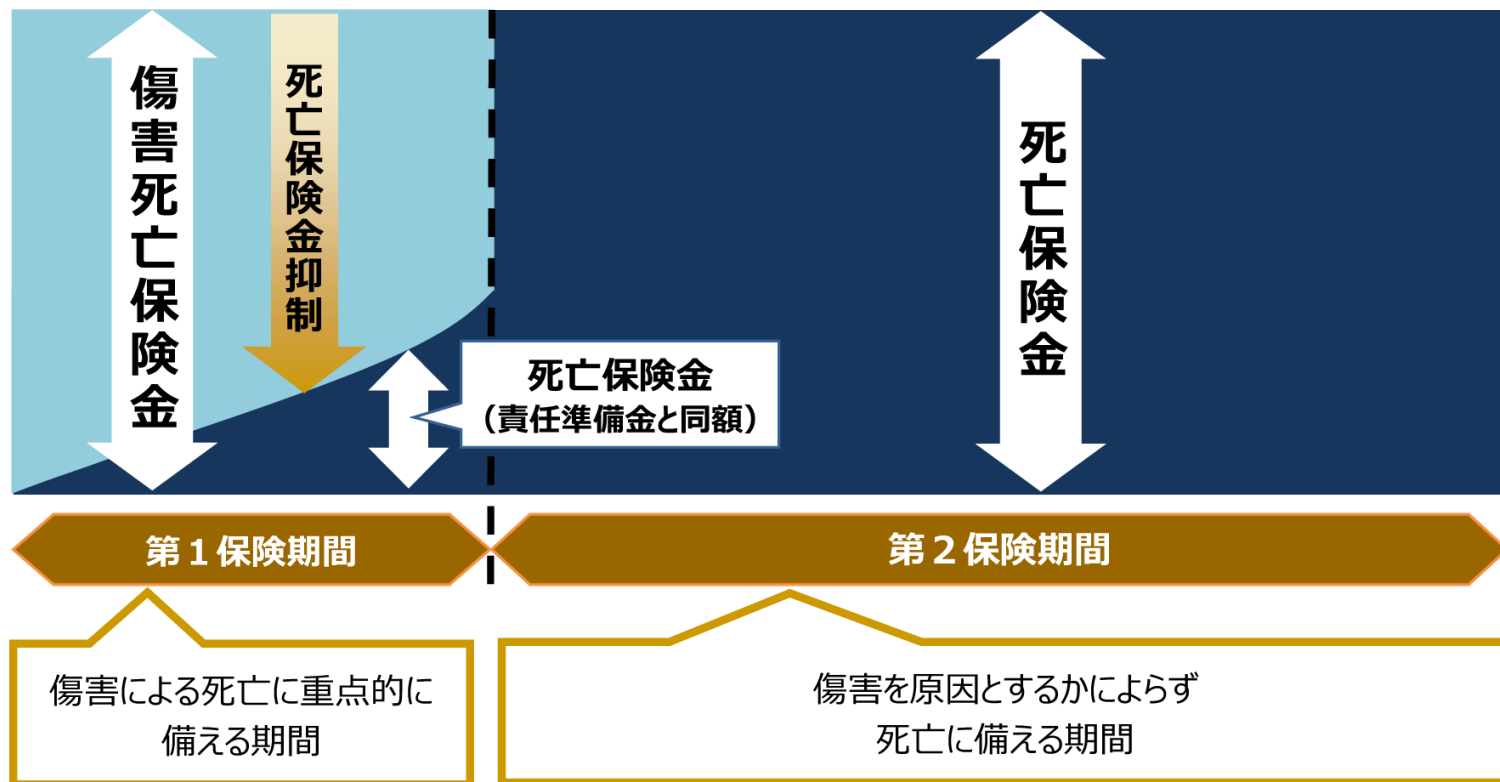
(2) 保険期間のうち前払期間を経過した後の期間にあつては、各年の支払保険料の額を一般の定期保険の保険料の取扱いの例により損金の額に算入するとともに、(1)により資産に計上した前払金等の累積額をその期間の経過に応じ取り崩して損金の額に算入する。

(注)

1 保険期間の全部又はその数年分の保険料をまとめて支払った場合には、いったんその保険料の全部を前払金として資産に計上し、その支払の対象となった期間（全保険期間分の保険料の合計額をその全保険期間を下回る一定の期間に分割して支払う場合には、その全保険期間とする。）の経過に応ずる経過期間分の保険料について、(1)又は(2)の処理を行うことに留意する。

2 養老保険等に付された長期平準定期保険等特約（特約の内容が長期平準定期保険等と同様のものをいう。）に係る保険料が主契約たる当該養老保険等に係る保険料と区分されている場合には、当該特約に係る保険料についてこの通達に定める取扱いの適用があることに留意する。

日本生命保険相互会社は3月16日、法人向けの新商品「ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険“プラチナフェニックス”」を、平成29年4月2日から発売すると発表した。



出典：日本生命保険相互会社 プレスリリースより

■ 商品特徴

保険期間を第1保険期間と第2保険期間の二つに分離し、契約当初の第1保険期間は、傷害以外を原因とする死亡保険金を抑制することで、保険料を抑えながら効率的に事業保障や事業承継資金を準備できる商品。この死亡保険金を抑制する期間（第1保険期間）は、10年から50年までの5年刻みでの設定が可能で、経営者などの健康状況や企業ニーズに合わせて、オーダーメイドでの必要保障が設計できる。

■ 商品の主なポイント

1. 経営者などの保険者が万一の際に、（傷害）死亡保険金を事業保障資金等の財源として活用ができることと、契約当初の一定期間は、傷害以外が原因での死亡保険金を抑制するため、保険料を抑えながら保険者の健康状況に合わせた効率的な保障の準備が可能。
2. 保険の加入は、簡単な3項目の告知で加入できるとともに、勇退の際には、解約払戻金を退職慰労金として活用が可能。
3. 一時的に資金が必要となった場合には、契約貸付制度を利用可能。

他社の追従から各庁（金融庁・国税庁）の対応まで

■ 他社の追従

他社から災害保障重視型の定期保険が発売されるようになった。また、「付加保険料（保険会社の経費など）」の割合を引き上げ、保険料を高くし、結果として節税効果を大きくしようとする商品開発まで進んだ。

■ 金融庁の対応

節税効果を高めるための恣意的な付加保険料の操作は合理性がないとして、法人向け定期保険の付加保険料の実態調査を行ったうえで、生保各社に是正するよう指導が行われた。

■ 国税庁の対応

いれまでの「いたちごっこ」の解消として、保険種類に応じた個別通達を廃止し、最高解約返戻率を指標とするグラドルールの策定へ（40年ぶりの通達大改正）。

1. パブリックコメント公表 (H31.4.11)
2. 通達発遣 (R1.6.28)
3. FAQ公表 (R1.7.9)

グランドルールの考え方

■ 従来までの経緯

法人が支払う定期保険等の保険料については、長期平準定期保険や逦増定期保険、がん保険等といった商品グループごとに個別通達を発遣し税務処理をルールを設定。これにより各種通達を抜ける新商品が開発されては規制されるという「いたちごっこ」状態となった。

■ グランドルールの考え方（推察）

「**前払い部分が50%を超えるような商品**は資産計上が必要」というスタンス。この考え方は企業会計原則でも踏襲されているが、保険会社が把握する解約返戻金（CV：Cash Value）を用いて定期保険の税務処理をルール化したと推察される。

「前払い部分」につき、資産計上が求められる。当然、本来の保険料よりも平準保険料が低くなるタイミングで資産計上された前払い部分を取り崩す処理を行うことになる（次ページの図を参照）。

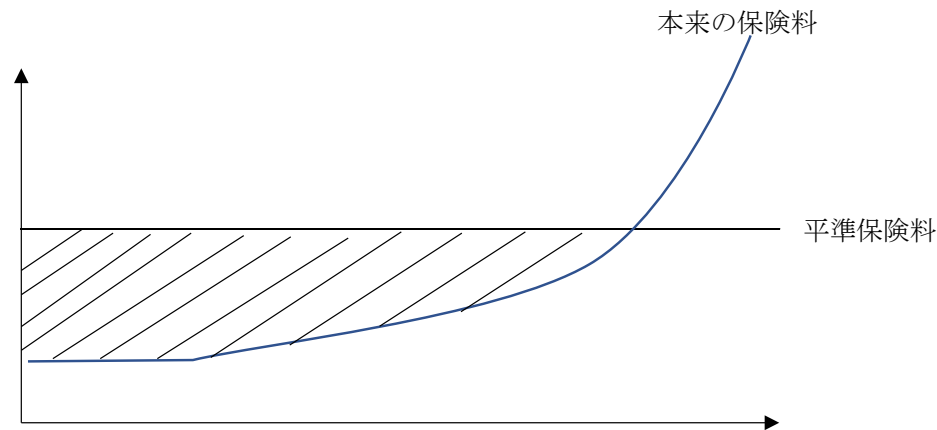
保険料の前払い部分

■ 企業会計原則の考え方

3年分の保険料を前払いした場合、1年目に費用化されるのは1年分の保険料であり、将来2年分の保険料は資産計上される（前払保険料、長期前払保険料）。

■ 法人契約の定期保険等

保険期間が長期間に及ぶ。しかも、性別や年齢によっても保険料は全く異なるものとなる。



本来の保険料（自然保険料）は当初は安価であるが、年齢に応じて高くなる。年齢に応じて保険料が高くなると契約者の負担が重くなるため、契約を通して平準化された保険料を設定（支払い保険料）。年齢に応じて支払う保険料を平準化していることにより、払い過ぎの状態が生じており、この払い過ぎの状態が「前払い保険料」。本来の保険料（自然保険料）と平準保険料が一致した箇所で解約返戻金（CV：Cash Value）がピークを迎える商品設計がなされることが一般的。

法人税基本通達 9-3-4 ~ 9-3-7の2

第1 法人税基本通達関係

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

(注) アンダーラインを付した場所は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(養老保険に係る保険料)</p> <p>9-3-4 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする養老保険(被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、<u>特約</u>が付されているものを含むが、9-3-6に定める<u>定期付養老保険等</u>を含まない。以下9-3-7の2までにおいて同じ。)に加入してその保険料(令第135条(確定給付企業年金等の掛金等の損金算入)の規定の適用があるものを除く。以下9-3-4において同じ。)を支払った場合には、その支払った保険料の額(<u>特約に係る保険料の額</u>を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 死亡保険金(被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下9-3-4において同じ。)及び生存保険金(被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下9-3-4において同じ。)の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までは資産に計上するものとする。</p> <p>(2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p>(3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。</p>	<p>(養老保険に係る保険料)</p> <p>9-3-4 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする養老保険(被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、<u>傷害特約等の特約</u>が付されているものを含むが、9-3-6に定める<u>定期付養老保険</u>を含まない。以下9-3-7までにおいて同じ。)に加入してその保険料(令第135条(確定給付企業年金等の掛金等の損金算入)の規定の適用があるものを除く。以下9-3-4において同じ。)を支払った場合には、その支払った保険料の額(<u>傷害特約等の特約に係る保険料の額</u>を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 死亡保険金(被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下9-3-5までにおいて同じ。)及び生存保険金(被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下9-3-4において同じ。)の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までは資産に計上するものとする。</p> <p>(2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p>(3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。</p>

法人税基本通達 9-3-4 ~ 9-3-7の2

改 正 後	改 正 前
<p>ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p>（定期保険及び第三分野保険に係る保険料）</p> <p>9-3-5 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、<u>特約が付されているものを含む。以下9-3-7の2までにおいて同じ。</u>）又は第三分野保険（<u>保険業法第3条第4項第2号《免許》に掲げる保険（これに類するものを含む。）をいい、特約が付されているものを含む。以下9-3-7の2までにおいて同じ。</u>）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（特約に係る保険料の額を除く。以下9-3-5の2までにおいて同じ。）については、<u>9-3-5の2《定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い》の適用を受けるものを除き、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</u></p> <p>(1) <u>保険金又は給付金の受取人が当該法人である場合</u> その支払った保険料の額は、<u>原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入する。</u></p> <p>(2) <u>保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合</u> その支払った保険料の額は、<u>原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入する。</u>ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p><u>附1 保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とす</u></p>	<p>ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p>（定期保険に係る保険料）</p> <p>9-3-5 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、<u>傷害特約等の特約が付されているものを含む。以下9-3-7までにおいて同じ。</u>）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（<u>傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。</u>）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>死亡保険金の受取人が当該法人である場合</u> その支払った保険料の額は、<u>期間の経過に応じて損金の額に算入する。</u></p> <p>(2) <u>死亡保険金の受取人が被保険者の遺族である場合</u> その支払った保険料の額は、<u>期間の経過に応じて損金の額に算入する。</u>ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p>

法人税基本通達 9-3-4 ~ 9-3-7の2

改 正 後	改 正 前
<p>る。</p> <p>2 (1)及び(2)前段の取扱いについては、法人が、保険期間を通じて解約返戻金相当額のない定期保険又は第三分野保険（ごく少額の払戻金のある契約を含み、保険料の払込期間が保険期間より短いものに限る。以下9-3-5において「解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険」という。）に加入した場合において、当該事業年度に支払った保険料の額（一の被保険者につき2以上の解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に加入している場合にはそれぞれについて支払った保険料の額の合計額）が30万円以下であるものについて、その支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときには、これを認める。</p> <p><u>（定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い）</u></p> <p>9-3-5の2 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険（以下9-3-5の2において「定期保険等」という。）で最高解約返戻率が50%を超えるものに加入して、その保険料を支払った場合には、当期分支払保険料の額については、次表に定める区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。ただし、これらの保険のうち、最高解約返戻率が70%以下で、かつ、年換算保険料相当額（一の被保険者につき2以上の定期保険等に加入している場合にはそれぞれの年換算保険料相当額の合計額）が30万円以下の保険に係る保険料を支払った場合については、9-3-5の例によるものとする。</p> <p>(1) 当該事業年度に次表の資産計上期間がある場合には、当期分支払保険料の額のうち、次表の資産計上額の欄に掲げる金額（当期分支払保険料の額に相当する額を限度とする。）は資産に計上し、残額は損金の額に算入する。</p>	<p>(新 設)</p>

法人税基本通達 9-3-4 ~ 9-3-7の2

改 正 後				改 正 前			
<p>(注) <u>当該事業年度の中で次表の資産計上期間が終了する場合には、次表の資産計上額については、当期分支払保険料の額を当該事業年度の月数で除して当該事業年度に含まれる資産計上期間の月数（1月未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）を乗じて計算した金額により計算する。また、当該事業年度の中で次表の資産計上額の欄の「保険期間の開始の日から、10年を経過する日」が到来する場合の資産計上額についても、同様とする。</u></p> <p>(2) <u>当該事業年度に次表の資産計上期間がない場合（当該事業年度に次表の取崩期間がある場合を除く。）には、当期分支払保険料の額は、損金の額に算入する。</u></p> <p>(3) <u>当該事業年度に次表の取崩期間がある場合には、当期分支払保険料の額（(1)により資産に計上することとなる金額を除く。）を損金の額に算入するとともに、(1)により資産に計上した金額の累積額を取崩期間（当該取崩期間に1月未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。）の経過に応じて均等に取り崩した金額のうち、当該事業年度に対応する金額を損金の額に算入する。</u></p>							
区 分	資 産 計 上 期 間	資 産 計 上 額	取 崩 期 間				
最高解約 返 戻 率 50 % 超 70 % 以下	<u>保険期間の開始の日から、 当該保険期間の100分の40 相当期間を経過する日まで</u>	<u>当期分支払保険 料の額に100分 の40を乗じて計 算した金額</u>	<u>保険期間の 100分の75相 当期間経過後 から、保険期 間の終了の日 まで</u>				
最高解約 返 戻 率 70 % 超 85 % 以下		<u>当期分支払保険 料の額に100分 の60を乗じて計 算した金額</u>					

法人税基本通達 9-3-4 ~ 9-3-7の2

改 正 後		改 正 前	
<p>最高解約返戻率 85% 超</p>	<p>保険期間の開始の日から、 最高解約返戻率となる期間 (当該期間経過後の各期間 において、その期間におけ る解約返戻金相当額からそ の直前の期間における解約 返戻金相当額を控除した金 額を年換算保険料相当額で 除した割合が100分の70を 超える期間がある場合に は、その超えることとなる 期間)の終了の日まで (注) 上記の資産計上期間が 5年未満となる場合に は、保険期間の開始の日 から、5年を経過する日 まで(保険期間が10年未 満の場合には、保険期間 の開始の日から、当該保 険期間の100分の50相当 期間を経過する日まで) とする。</p>	<p>当期分支払保険 料の額に最高解 約返戻率の100 分の70(保険期間 の開始の日から、 10年を経過する 日までは、100分 の90)を乗じて計 算した金額</p>	<p>解約返戻金相 当額が最も高 い金額となる 期間(資産計 上期間がこの 表の資産計上 期間の欄に掲 げる(注)に該 当する場合に は、当該(注) による資産計 上期間)経過 後から、保険 期間の終了の 日まで</p>
<p>(注) 1 「最高解約返戻率」、「当期分支払保険料の額」、「年換算保険料相当額」及び「保険期間」とは、それぞれ次のものをいう。 イ 最高解約返戻率とは、その保険の保険期間を通じて解約返戻率(保険</p>			

法人税基本通達 9-3-4 ~ 9-3-7の2

改 正 後	改 正 前
<p>契約時において契約者に示された解約返戻金相当額について、それを受けることとなるまでの間に支払うこととなる保険料の額の合計額で除した割合)が最も高い割合となる期間におけるその割合をいう。</p> <p>ロ 当期分支払保険料の額とは、その支払った保険料の額のうち当該事業年度に対応する部分の金額をいう。</p> <p>ハ 年換算保険料相当額とは、その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額をいう。</p> <p>ニ 保険期間とは、保険契約に定められている契約日から満了日までをいい、当該保険期間の開始の日以後1年ごとに区分した各期間で構成されているものとして本文の取扱いを適用する。</p> <p>2 保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。</p> <p>3 表の資産計上期間の欄の「最高解約返戻率となる期間」及び「100分の70を超える期間」並びに取崩期間の欄の「解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間」が複数ある場合には、いずれもその最も遅い期間がそれぞれの期間となることに留意する。</p> <p>4 一定期間分の保険料の額の前払をした場合には、その全額を資産に計上し、資産に計上した金額のうち当該事業年度に対応する部分の金額について、本文の取扱いによることに留意する。</p> <p>5 本文の取扱いは、保険契約時の契約内容に基づいて適用するのであるが、その契約内容の変更があった場合、保険期間のうち当該変更以後の期間においては、変更後の契約内容に基づいて9-3-4から9-3-6の2の取扱いを適用する。</p> <p>なお、その契約内容の変更に伴い、責任準備金相当額の過不足の精算を行う場合には、その変更後の契約内容に基づいて計算した資産計上額の累</p>	

法人税基本通達 9-3-4 ~ 9-3-7の2

改 正 後	改 正 前
<p><u>積額と既往の資産計上額の累積額との差額について調整を行うことに留意する。</u></p> <p>6 <u>保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合であつて、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としているときには、本文の取扱いの適用はなく、9-3-5の(2)の例により、その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与となる。</u></p> <p>（定期付養老保険等に係る保険料）</p> <p>9-3-6 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする<u>定期付養老保険等</u>（養老保険に定期保険又は第三分野保険を付したものをいう。以下9-3-7までにおいて同じ。）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（<u>特約に係る保険料の額を除く。</u>）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 当該保険料の額が生命保険証券等において養老保険に係る保険料の額と<u>定期保険又は第三分野保険</u>に係る保険料の額とに区分されている場合 それぞれの保険料の額について9-3-4、<u>9-3-5又は9-3-5の2</u>の例による。</p> <p>(2) (1)以外の場合 その保険料の額について9-3-4の例による。</p> <p>（特約に係る保険料）</p> <p>9-3-6の2 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする<u>特約</u>を付した養老保険、定期保険、<u>第三分野保険</u>又は<u>定期付養老保険等</u>に加入し、当該特約に係る保険料を支払った場合には、そ</p>	<p>（定期付養老保険に係る保険料）</p> <p>9-3-6 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする<u>定期付養老保険</u>（養老保険に定期保険を付したものをいう。以下9-3-7までにおいて同じ。）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（<u>傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。</u>）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 当該保険料の額が生命保険証券等において養老保険に係る保険料の額と定期保険に係る保険料の額とに区分されている場合 それぞれの保険料の額について9-3-4 <u>又は9-3-5</u>の例による。</p> <p>(2) (1)以外の場合 その保険料の額について9-3-4の例による。</p> <p>（傷害特約等に係る保険料）</p> <p>9-3-6の2 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする<u>傷害特約等の特約</u>を付した養老保険、定期保険又は定期付養老保険に加入し、当該特約に係る保険料を支払った場合には、その支</p>

法人税基本通達 9-3-4 ~ 9-3-7の2

改 正 後	改 正 前
<p>の支払った保険料の額については、当該特約の内容に応じ、<u>9-3-4、9-3-5又は9-3-5の2の例による。</u></p> <p>(保険契約の転換をした場合)</p> <p>9-3-7 法人がいわゆる契約転換制度によりその加入している養老保険、定期保険、第三分野保険又は<u>定期付養老保険等を他の養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等</u>（以下9-3-7において「<u>転換後契約</u>」という。）に転換した場合には、資産に計上している保険料の額（以下9-3-7において「<u>資産計上額</u>」という。）のうち、転換後契約の責任準備金に充当される部分の金額（以下9-3-7において「<u>充当額</u>」という。）を超える部分の金額をその転換をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、資産計上額のうち充当額に相当する部分の金額については、その転換のあった日に保険料の一時払いをしたものとして、<u>転換後契約の内容に応じて9-3-4から9-3-6の2までの例（ただし、9-3-5の2の表の資産計上期間の欄の(註)を除く。）</u>による。</p> <p>(払済保険へ変更した場合)</p> <p>9-3-7の2 法人が既に加入している生命保険をいわゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額（以下9-3-7の2において「<u>資産計上額</u>」という。）との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に加入している生命保険の保険料の全額（<u>特約に係る保険料の額を除く。</u>）が役員又は使用人に</p>	<p>払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入することができる。<u>ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを傷害特約等に係る給付金の受取人としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</u></p> <p>(保険契約の転換をした場合)</p> <p>9-3-7 法人がいわゆる契約転換制度によりその加入している養老保険又は<u>定期付養老保険</u>を他の養老保険、定期保険又は<u>定期付養老保険</u>（以下9-3-7において「<u>転換後契約</u>」という。）に転換した場合には、資産に計上している保険料の額（以下9-3-7において「<u>資産計上額</u>」という。）のうち、転換後契約の責任準備金に充当される部分の金額（以下9-3-7において「<u>充当額</u>」という。）を超える部分の金額をその転換をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、資産計上額のうち充当額に相当する部分の金額については、その転換のあった日に保険料の一時払いをしたものとして、<u>転換後契約の内容に応じて9-3-4から9-3-6までの例による。</u></p> <p>(払済保険へ変更した場合)</p> <p>9-3-7の2 法人が既に加入している生命保険をいわゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額（以下9-3-7の2において「<u>資産計上額</u>」という。）との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に加入している生命保険の保険料の全額（<u>傷害特約等に係る保険料の額を除く。</u>）が役員又は使</p>

法人税基本通達 9-3-4 ~ 9-3-7の2

改 正 後	改 正 前
<p>対する給与となる場合は、この限りでない。</p> <p>(注)1 養老保険、終身保険、定期保険、第三分野保険及び年金保険（特約が付加されていないものに限る。）から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せず、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。</p> <p>2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に加入して保険期間の全部の保険料を一時払いしたものと、9-3-4から9-3-6までの例（ただし、9-3-5の2の表の資産計上期間の欄の(注)を除く。）により処理するものとする。</p> <p>3 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に損金の額に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入する。</p>	<p>用人に対する給与となる場合は、この限りでない。</p> <p>(注)1 養老保険、終身保険及び年金保険（定期保険特約が付加されていないものに限る。）から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せず、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。</p> <p>2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に加入して保険期間の全部の保険料を一時払いしたものと、9-3-4から9-3-6までの例により処理するものとする。</p> <p>3 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に損金の額に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入する。</p>

法人税基本通達 9-3-4 ~ 9-3-7の2

二 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは令和元年7月8日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険(9-3-5に定める解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険を除く。)の保険料及び令和元年10月8日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険(9-3-5に定める解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に限る。)の保険料について適用し、それぞれの日前の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料については、この法令解釈通達による改正前の取扱い並びにこの法令解釈通達による廃止前の昭和54年6月8日付直審4-18「法人契約の新成人病保険の保険料の取扱いについて」、昭和62年6月16日付直法2-2「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」、平成元年12月16日付直審4-52「法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて」、平成13年8月10日付課審4-100「法人契約の「がん保険(終身保障タイプ)・医療保険(終身保障タイプ)」の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」及び平成24年4月27日付課法2-5ほか1課共同「法人が支払う「がん保険」(終身保障タイプ)の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>

法人税基本通達 9 - 3 - 5、9 - 3 - 5 の 2

■ 法人税基本通達 9 - 3 - 5 (定期保険及び第三分野保険に係る保険料)

原則 (取扱い) : (1) (2)

(注1) → 第三分野保険 (終身) は116歳ルール

例外 (取扱い) : **(注2) → 事業年度に支払った保険料30万円以下は都度損金**

1. 保険期間が3年未満の定期保険等
2. 最高解約返戻率が50%以下の定期保険等

■ 法人税基本通達 9 - 3 - 5 の 2

(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれている場合の取扱い)

1. 最高解約返戻率が50%超の定期保険等 (一部資産計上、一部損金計上)
 - イ. 最高解約返戻率 50%超 70%以下
 - ロ. 最高解約返戻率 70%超 85%以下
 - ハ. 最高解約返戻率 85%超
2. **最高解約返戻率が70%以下で、かつ、被保険者1人当たりの年換算保険料相当額 (保険料総額 ÷ 保険期間) が30万円以下の定期保険等**

法人税基本通達 9 - 3 - 5 の 2

■ 法人税基本通達 9 - 3 - 5 の 2

(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれている場合の取扱い)

1. 最高解約返戻率が50%超の定期保険等 (一部資産計上、一部損金計上)

- イ. 最高解約返戻率 50%超 70%以下
- ロ. 最高解約返戻率 70%超 85%以下

	資産計上期間		取崩期間
85%	支払保険料の 6割資産計上 (4割損金)	全額損金	全額損金
70%	支払保険料の 4割資産計上 (6割損金)		+
50%			資産計上額取崩
	40%期間	35%期間	25%期間

ハ. 最高解約返戻率 85%超

	資産計上期間			取崩期間
85%超	支払保険料の 最高解約返戻率の9割 を資産計上	支払保険料の 最高解約返戻率の7割 を資産計上	全額損金	全額損金 + 資産計上額取崩
	10年	ピークが過ぎても年換算保険料と比較し年間解約返戻金の増加割合が70%を超える場合は、その最後の期間まで	解約返戻額のピークまで	

法人税基本通達 9 - 3 - 7 の 2

■ 法人税基本通達 9 - 3 - 7 の 2

旧：養老保険、終身保険及び年金保険（定期保険特約が付加されていないものに限る）から同種類の払済保険に変更した場合、洗替処理が不要

➡ 定期保険を払済保険に変更する場合、「解約返戻金と資産計上額との差額」を雑収入又は雑損失として計上することが必要であった。

新：養老保険、終身保険、**定期保険、第三分野保険**及び年金保険（定期保険特約が付加されていないものに限る）から同種類の払済保険に変更した場合、洗替処理が不要

➡ 定期保険から払済として定期保険に変更する場合、払済後も資産計上分を洗替処理せず契約消滅まで据え置くことが可能となった。

適用開始日

1. 契約日が2019年（令和元年）7月8日以後の契約にかかる保険料
2019年（令和元年）7月8日以後の以下アクションにつき、適用される

- ①新契約
- ②更新
- ③保険給付のある特約の中途不可
- ④転換
- ⑤払済保険への変更

➡ 契約日が2019年（令和元年）7月7日以前の契約には遡及適用なし

2. 解約返戻金のない（ごく少額の払戻金がある契約を含む）短期払込の
定期保険または第三分野保険：

契約日が2019年（令和元年）10月8日以後の契約にかかる保険料

➡ 契約日が2019年（令和元年）**10月**7日以前の契約には遡及適用なし

確認：法人税基本通達 9 - 3 - 8（通達改正なし）

■（契約者配当）

9-3-8 法人が生命保険契約（適格退職年金契約に係るものを含む。）に基づいて支払を受ける契約者配当の額については、**その通知（据置配当については、その積立てをした旨の通知）を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入する**のであるが、当該生命保険契約が9-3-4の(1)に定める場合に該当する場合（9-3-6の(2)により9-3-4の(1)の例による場合を含む。）には、当該契約者配当の額を資産に計上している保険料の額から控除することができるものとする。（昭55年直法2-15「十三」により改正）

（注）

- 1 契約者配当の額をもっていわゆる増加保険に係る保険料の額に充当することになっている場合には、その保険料の額については、9-3-4から9-3-6までに定めるところによる。
- 2 据置配当又は未収の契約者配当の額に付される利子の額については、その通知のあった日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。

➡ 通達上、**配当の繰延不可** であることに注意

生命保険活用法 (法人編)

(再掲) 生命保険の本来的意義 (法人保険編)

相互扶助

Point : **レバレッジ**
一人は万人のために
万人は一人のために

死亡や病気、ケガへの備え

Point :
① **保障を買う!**
社長の不足の事態に備える
② **体況が影響を与える金融商品**

将来のための資金の備え

Point : **明確な資金用途**

1. 借入金返済資金
2. 運転資金
3. 自社株対策資金
4. 相続対策資金
5. 退職金準備

知っておきたい生命保険の知識（財務的観点）

■ 解約返戻金を使った出口戦略の検討

1. 契約者貸付制度
 2. 払済（はらいずみ）保険
 3. （期間）延長
 4. （一部）減額
 5. 失効
 6. 年金支払特約
- 復旧
- 復活

知っておきたい生命保険の知識（1. 契約者貸付）

■ 制度概要

契約している生命保険の解約返戻金を担保に、生命保険会社からお金を借りる制度。借りられる金額は通常、解約返戻金額の70～90%の範囲内となっており、生命保険会社や生命保険の種類によって異なる。終身・養老で90%、長期定期・遡増定期で80%程度を想定。

■ 利用状況

急な資金需要への対応策（財務的な観点を重視）

■ 留意点

- ① 保険契約を継続できる。
- ② 貸付金利が生じる（右記参照）
- ③ 返済がないと失効・解約の可能性あり
- ④ 貸付に審査なし

令和元年4月2日現在

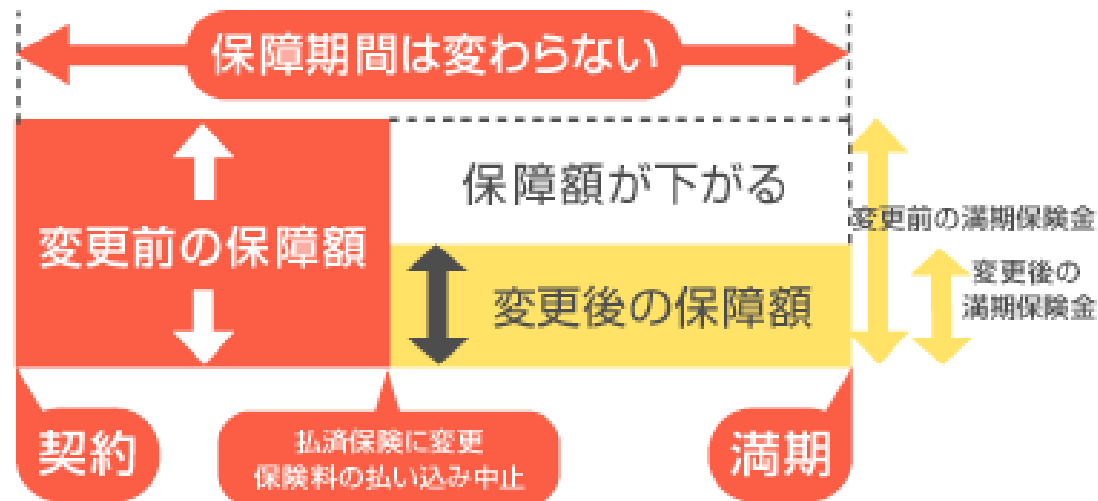
平成6年4月1日以前のご契約	年 5.75%
平成6年4月2日から平成8年4月2日のご契約	年 4.75%
平成8年4月2日から平成26年4月1日のご契約	年 3.75%
平成26年4月2日以降のご契約	年 3.00%

出典：日本生命保険相互会社HPより

知っておきたい生命保険の知識（2. 払済）

■ 制度概要

保険料の払込期間の終了前に支払いをストップし、以後の保険料を支払わないかわりに、保障額（保険金額）を下げた保険に変更したものをいう。払済保険という保険があるわけではなく、そのような取り扱いをした保険を指し、もと同じ保険か養老保険であるのが一般的であり、保険期間を維持する。



知っておきたい生命保険の知識（2. 払済）

■ メリット

1. **払済保険に変更した時点から保険料が発生しない。**
2. 保険金額は減ってしまっても、主契約の保障を継続して持つことができる。
3. 現在契約している保険の保障期間が変わらない。
4. 告知・診査不要で手続き可能である。
5. 払済後も責任準備金は同じ予定利率で運用され続ける（解約返戻金は増えていく）
6. **法人契約の場合、益出し手段として有効。**
7. **復旧する場合、損出しの手段として有効。**

■ デメリット

1. 保険料を払い続ける場合よりも**保障額は小さくなってしまふ。**
2. 契約は主契約のみになり、特約も配当金なども一部例外を除いて消滅してしまふ。
3. 低解約返戻金タイプ、変額保険については、払済にする時期により損をしてしまふ。
4. **法人契約の場合、益金算入されてしまふ（法基通9-3-7の2）。**
ただし、**ハーフタックスプランを払済にする場合には、適用なし。**

知っておきたい生命保険の知識（2. 払済）

2. 払済（はらいずみ）

改正：特約

■ 法基通9-3-7の2（払済保険へ変更した場合：平成14年～）

法人が既に加入している生命保険をいわゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額（以下9-3-7の2において「資産計上額」という。）との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に加入している生命保険の保険料の全額（**傷害特約等**に係る保険料の額を除く。）が役員又は使用人に対する給与となる場合は、この限りでない。（平14年課法2-1「二十一」により追加）

改正：、定期保険、第三分野保険及び

改正：特約

(注)

1 **養老保険、終身保険及び年金保険**（**定期保険特約**が付加されていないものに限る。）から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。（→ ハーフタックスプランが該当）

2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に加入して保険期間の全部の保険料を一時払いしたものとして、9-3-4から9-3-6までの**例**により処理するものとする。

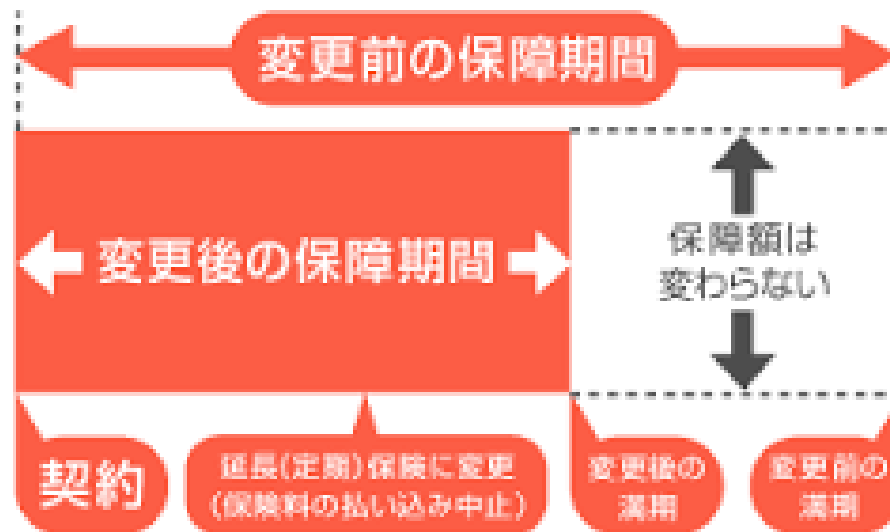
3 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に**損金の額**に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入する。

改正：例（ただし、9-3-5の2の表の資産計上期間の(注)を除く

知っておきたい生命保険の知識（3. 期間延長）

■ 制度概要

生命保険の見直し方法の一つで、それまで入っていた保険の払込を中止・解約して得られる解約返戻金を元手に、**解約前と同額の定期死亡保障に入り直す**方法のことです。何らかの経済事情で保険料の支払いが厳しいが、解約するのはもったいないと考える人や、保険の見直しがしたいけれど、加入中の保障を継続したい人などにニーズがある。手続きとしては一度解約しているものの、形としては同じ会社の定期保険に入り直しているため、「延長定期保険」とも呼ばれている。一定期間内は復旧可能。



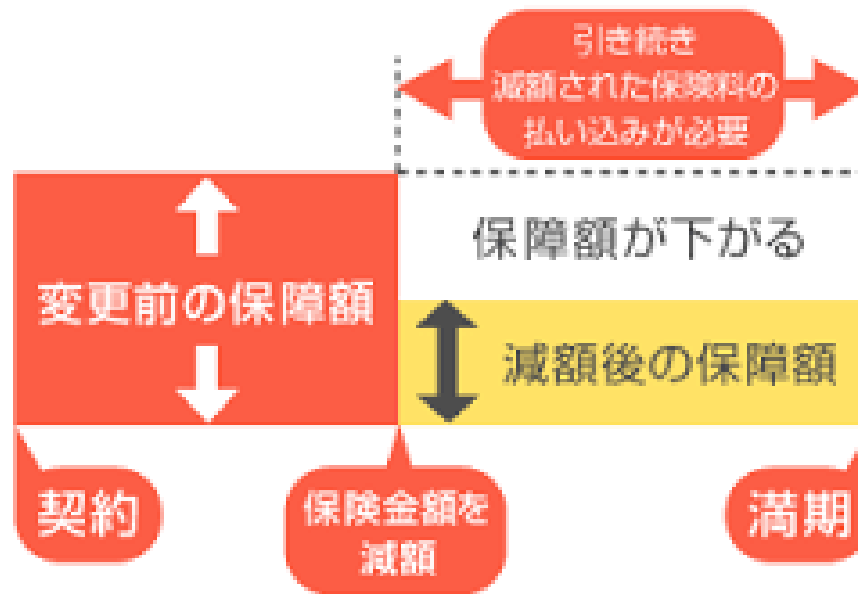
知っておきたい生命保険の知識（4. 一部減額）

■ 制度概要

保障の一部だけを解約することで、保険金額を減額した分だけ、それ以降の保険料の負担を軽くする方法。

減額部分に対する解約返戻金があれば、それを受け取ることが可能。一般的に、主契約、特約のいずれも減額可能。

主契約を減額すると、各種特約の保障額が同時に減額される場合あり。



知っておきたい生命保険の知識（財務的観点）

☑ メリット

1. 保険料負担を削減したい場合に有効
2. 復旧する際には、損出しが可能
3. 個人契約の場合、使い方によっては認知症対策として活用可能

☑ デメリット

1. 部分解約であるため、保障が少なくなる

■ メリット3検証

保険料支払終了している保険契約（契約者＝保険料負担者＝被保険者＝保険金受取人＝祖父、解約返戻金1,100万円）につき契約者（かつ保険金受取人）を孫へ変更し、孫が110万円ずつ減額するスキーム。出口課税であるため、契約者変更時には贈与税課税が生じない。また、契約者は孫であるため、祖父が認知症を発症しても孫の意思決定で減額することが可能。生前贈与プラン中に認知症になるリスク軽減スキームとしては有効のなり得るが課税リスクを説明する必要あり。

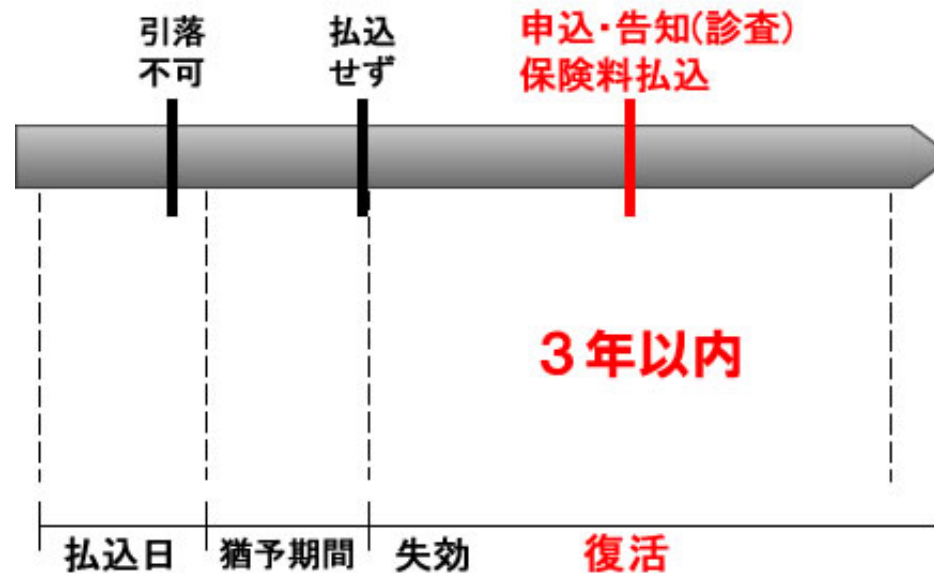
知っておきたい生命保険の知識（5. 失効）

☑ メリット

1. 益金算入されないなので、払済に代る手段として有効。

☑ デメリット

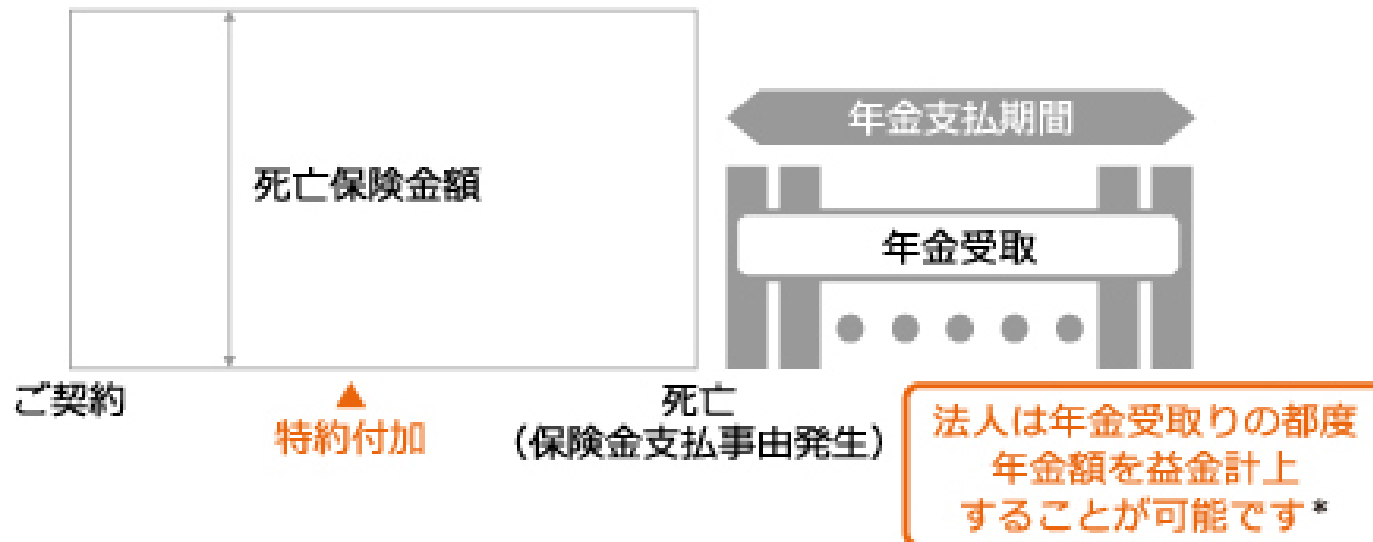
1. 失効後、一定期間経過すると請求できなくなる可能性あり。
2. 復活（not復旧）したい場合には、告知・診査が必要。
3. 失効すると保障がなくなってしまうためリスク対応ができない。



知っておきたい生命保険の知識（6. 年金支払特約）

■ 制度概要

生命保険契約は、死亡保険金・満期保険金など支払事由発生時には基本は一時金で支払われるが、この一時金で支払われる保険契約に「年金支払特約」付加することで、年金（分割）で受け取る選択肢を増やすことができる。



知っておきたい生命保険の知識（6. 年金支払特約）

■ 根拠（平成15年12月15日 国税庁事務連絡）

「法人受け取りの収入保障保険、年金払特殊養老保険の税務取り扱い」発表。

1)A法：年金を受け取る都度、その事業年度の益金として計上する

2)B法：年金の原価(保険金額)を未収金として計上し、翌年以降年金を受け取った都度、取り崩す

のどちらの経理処理を行なっても良いことが明確になった。

また、同時に基本は一時金受け取りの保険であっても「年金支払特約」に基づいて年金で支払った場合も同様の取り扱いが可能であることが明確にされた。

知っておきたい生命保険の知識（6. 年金支払特約）

■ 実務上の留意点

1. A法を採用する場合には、支払事由発生前に「あらかじめ」年金支払特約を付加しておくこと。そうでなければB法のみしか選択できない。
2. A法、B法どちらも選択可能であっても、ひとつの保険金支払事由に対して、保険契約が複数件ある場合で契約によってA法 B法を選択することはできず、統一性を持たせなければならない。
3. 「年金支払特約」は付加できる会社もあれば、付加できない会社もある。
4. 付加できる会社の場合、中途付加が可能。
5. 一時金処理での多額の益出しをしたくない場合には有効。

⑤金庫株と生命保険

Q.相続発生後の金庫株活用スキームの話をよく聞きますが、税理士として注意すべき実務上の留意点と生命保険の活用法を教えてください。

A.相続税の納税資金確保のみならず、他の共同相続人がいる場合の分割調整資金確保を目的に実行されます。相続発生まで変動する自社の継続的モニタリングを実行し、実行時の必要資金額の把握に務めてください。また、税務論点ばかりが注視されますが、法務論点を確実に認識し、弁護士と連携することが求められます。

長男が必要となる納税資金の検証

■ 長男は自社株のみ相続した場合

株主	相続発生前		大会社（類似100%）	
	持株数	議決権割合	@株価	相続税評価額
父	80,000	80%	1,500	120,000,000 ※
母	20,000	20%	1,500	30,000,000
長男	0	0%		
合計	100,000	100%	1,500	150,000,000

※ 長男相続による納税資金（相続税の実効税率を30%とする）

→ 長男は自社株取得に対して、相続税納税資金は3,600万円必要となる

→ 父が保有していた自社株8万株の取得費は800万円

長男が必要となる納税資金の検証

■ 金庫株は何株実行すればよいか？

	@株価
類似業種比準株価	1,500
純資産株価	5,000
時価純資産株価	7,000 ※
所基通59-6に基づく小会社方式	4,036

※ 土地等の時価評価置換 & 法人税等相当額の控除なし

■ 7,000株を@7,000円で金庫株実行

相続開始の翌日から3年10カ月以内		相続開始の翌日から3年10カ月超	
売却価額	49,000,000	売却価額	49,000,000
原始取得費	700,000	原始取得費	700,000
取得費加算	3,150,000		
譲渡所得	45,150,000	配当所得	48,300,000
譲渡所得税20%	9,030,000	総合課税40%	19,320,000
手取り額	36,120,000	手取り額	28,980,000

▲7,140,000

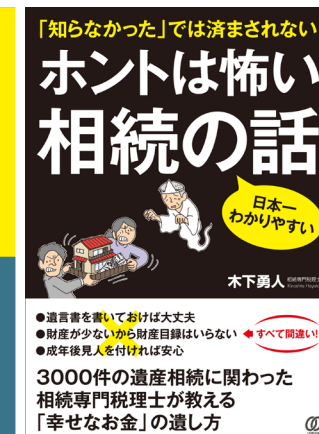
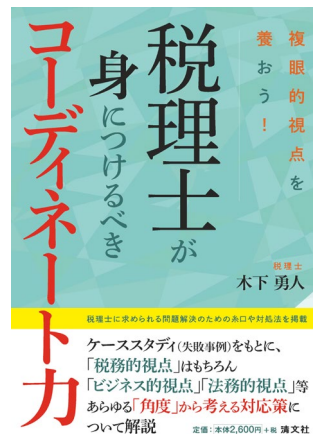
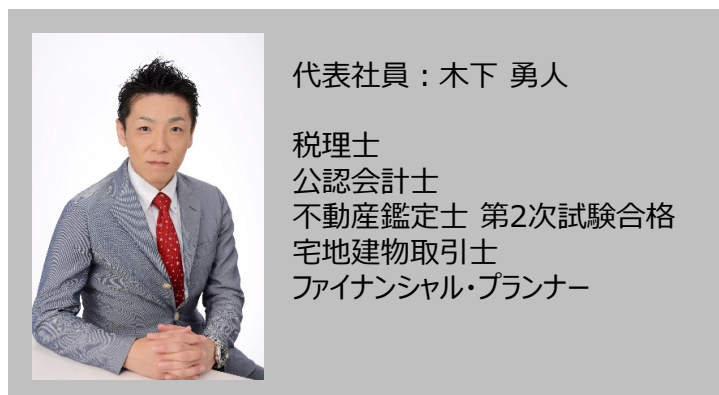
金庫株実行における実務上の留意点

1. 株主総会の特別決議（特定の株主からの取得：会社法309②二）
2. 財源規制（分配可能額：会社法461①）
→ 会社法上の規制あり
3. 売主追加請求（会社法162）
→ 相続時における金庫株実行では検討不要（ただし、生前では検討必要）
- 4. 財源確保**
→ 運転資金を財源にするのは絶対にNG！

→ **経営者が死亡退職するリスク**には、法人保険がレバレッジとなり保険金が法人へ死亡退職金、金庫株、借入金返済etc につき税効果を検討して個人へ
→ **先代経営者は勇退退職しており、法人保険は現経営者を被保険者とする際は、解約等**することで解約返戻金相当が法人に入る

→ 手元資金がない場合には、金融機関からの融資を検討する

愛知県津島市出身。監査法人トーマツ・税理士法人トーマツにて事業承継対策専門部署にて従事。2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設。現在、東京税理士会京橋支部所属。主な著書に、「税理士が身につけるべきコーディネータ力（清文社）」「相続・事業承継に役立つ生命保険活用術（清文社）」「ホントは怖い相続の話（ぱる出版）」がある。



■ 税理士法人レディング 基本データ

〒102-0085 東京都千代田区六番町13-1 ハイツ六番町501
TEL : 03-6265-4903 FAX : 03-6265-4904
URL : <https://www.leding.or.jp> Email : info@leding.or.jp

税理士法人レディング 概要

2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設。現在、東京税理士会京橋支部所属（麴町支部へ転籍予定）。代表社員木下勇人の主な著書に、「税理士が身につけるべきコーディネータ力（清文社）」「相続・事業承継に役立つ生命保険活用術（清文社）」「ホントは怖い相続の話（ぱる出版）」がある。2021年6月東京事務所を四ツ谷（麴町支部へ転籍）へ移転し、同日に木村英幸税理士を代表社員として迎え入れ、つくば支店を開設。相続・事業承継・M&Aに対応する事務所となるべく、全国の税理士先生との連携を進めてまいります。



代表社員：木下 勇人

税理士
公認会計士
不動産鑑定士 第2次試験合格
宅地建物取引士
ファイナンシャル・プランナー



代表社員：木村 英幸

税理士
行政書士

■ 税理士法人レディング 基本データ

■ 東京事務所（他に名古屋事務所、つくば事務所あり）
〒102-0085 東京都千代田区六番町1-13-1 ハイツ六番町501
TEL：03-6265-4903 FAX：03-6265-4904
URL：https://www.leding.or.jp Email：info@leding.or.jp